(h)

(7ノ2)

い。しかしそれは統率者が統主の家族的血縁の意識なのであって、その統率する集団全部を含めての血縁的団体の意識なのではない。この点で氏族とは明白に区別さるべくてはならぬ。氏姓制度と共に強く意識せられて来た「氏」は、人民の集団を除外した統率者たちだけの血縁関係である。統一的家において実際に部らしく行われたことは、数多くの地方的集団を一つの全体に組織することであったか、それの意識的反映の如き氏の間に整えたる秩序を作り出

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

(h)

みる

という イデオロギーによって、

すことであった。で数多くの氏の間の競争や自己主張のなかから、除々に血縁関係もろ〳〵の氏の祖嬢が成形されて来たのである。すべての氏を神別皇別として一つの祖先に帰属せしめるというふのがそれであった。この傾向はまた逆に家族的血縁関係の意識を強めたらしい。父系による血縁の枝一かはっきりと行はれ始めたのも、恐らくこの頃からであらう。この傾向は氏姓制度の成熟に伴ってます〳〵強まって行ったと考へられる。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

I
863
墨書あり

固着して、その土地の氏族或は自らの子孫の祭事を要求する。大和朝廷もこの點は讓歩しなくてはならなかつたのである。

その形勢は必然に氏姓制度の發達を促した。在來の地方的集團の首長は、より大きい組織の一要素として、全體に對する位置を確立しなくてはならない。統一事業の興奮の後には、大きい氏族は土地由緣的血の關係に基づく一種紐帶にせられなくてはならないが、統一事業の興奮の後には、大和朝廷の一武人であつたものも、在來の首長の如く土地人民の領主となる。大きい氏族は土地を與かれ、不穩な氏族は土地を沒せられる。比較的小の少なかつた在來の小國が、更に小さく國造、縣主、別、稻置などの領地に分裂する。從つてそれらの首長は服屬する人民の團體も其は導かれて行くのであるが、皇子分封の傳說の如きは後代の諸氏が貴い祖先を欲する心から生れ

られたかも知れない。しかしそれでもヒミコは、七八十年を前に即位した先年の女王とし

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

I
863
器材リ

理由を他の氏に對して主張し得なくてはならぬ。この努力が幾世代かの間に、絶えず氏の間の競爭をひき起しつゝ、結局血族國家といふ調和的な思想に落ちつき、すべての氏を神別皇別と して一つの祖先は歸せしむるに至つたのである。同時にそれは、祖先や血の關係などへの注意を喚起することによつて、漸次家族の結合をも固うした。父系と母系との間にはほとんど輕重の差のなかつた前代の狀態から、漸く父系の重視が起り、父による血族の統一も行はれ始めた。特に父が新しい社會組織に於て或地位或特權を所有するに至れば、血族はそれを中心に團結することになる。この傾向は氏姓制度の成熟に伴つて益々顯はつて行つたであらう。

かういふ社會の變革が宗教的信仰を動搖せしめたことも右の事情によつて明かである。國家統一前から既に神祕的な權威を持つ君主の崇拜は起つてゐた。この神聖な君主は死後にも民衆の崇敬をつないだ。しかしそれは初め地方的な現象として始まり、漸次他の地方を化して行つたのである。今や國民全體がこの神聖な君主に統治せられるに至つたことは、この君主の神威が、地方的から國民的に發展したことを意味する。天皇の大殿の内に祭られた天照大神や大和

原始信仰が清掃されたのではない。一方では蛇であるところの大物主が崇拜せられる。地方地方の樹木や岩石も民衆の信仰をつないでゐる。太古、巫女、大祓等の呪術的儀式は依然として盛んである。同時に他方では知力の發達に伴つて外界の現象に對する客觀的な認識が開け始めた。それが舊來の信仰と調和するためには、神そのものの性質が變化しなくてはならぬ。その第一は漠然たる神祕力であつた神々が特殊の權能を持つ神々に分化することである。例へば航海者の多い筑紫地方のスミノエの神が、航海者に崇拜せられるといふ理由で、海を支配する神として祀られる如きである。このことはまた神が地方的色彩を失つて一般的な神に進化して行つたことをも意味する。それに從つて第二には火の神、農業神、太陽神の如き所謂人文神が現はれて來る。これらはもはや恐怖の對象たる神祕力ではなく人間生活を守る恩惠の神である。第三にはこれらの神々が人格を具へた人間的な神として、具象的幻視的な性質を得て來た。これは神祕的な君主をその死後に於ても神として崇敬する信仰が國民の間に急速にひろまつたことの必然的な結果である。さうしてこの結果は信仰の内容に著しい變動を惹き起す。何故なら

られたかも知れない。しかしそれでもヒミコは、七八十年を前に即位した老年の女王とし

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

I
863
器材リ

人格神と人との關係には、蛇と人、或は精靈と人との關係よりも、遙かに朗らかな、強い親しみの情があるからである。それを祖先として考へるにも無理がない。かうして徐々に神代史に現はれたやうな神々が造り出されて行つたのである。そこでは太陽神が中心的位置を占め、その神威によつて天皇が現人神となられる。新しい社會組織はこの信仰の上に立つてゐる。もとよりこれは知識階級を主とする進歩であつたかも知れない。しかしとにかくそれによつて動搖を靜めることは出來たのである。神代史の神話よりも遙かに幼稚な民間の信仰が、漸次この神話に結びつけられたに見ても、それが一般の承認を得たことは明かであらう。

かくして我々は、先づ初めには西紀一二世紀の頃に、次では三世紀後半より四世紀後半へかけて、大きい政治的變動が日本に起つたこと、さうしてそれが文化の樣態に力强く影響し始めたことを推定し得ようと思ふ。

日本に幾分か遲れて南朝鮮もまたその政治的狀態を變へた。魏志の韓傳は魏の時代（239）に三韓が七十八國の部落に分れ、その大國も萬餘戸小國は六七百家に過ぎなかつた事を傳

七八

占領して漢人の勢力を驅ち切るや、鴨綠江の谿谷から高句麗が出て來て、樂浪帶方の故地に國を立てた。がこの鮮卑の活躍は支那外蠻の激烈な活動のほんの一部である。三世紀末より五世紀前半へかけて、江北一帶の漢文化中心地は、鮮卑匈奴氏などの外蠻に占有され、漢人の政治的權力は地に墮ちた。しかしこの外蠻の活躍は東亞に限らない。四世紀後半に始まつた匈奴の西漸は、歐羅巴の古代文化を毀り歐羅巴諸民族を造り變へてそこに新しい文化を芽生えさせたところの、あの民族移轉の大運動を引き起した。日本の最初の對外進出はこの世界史的變動の時期に屬するのである。

六　朝鮮への進出

長期に亙る日本人の國家統一が漸く完成されて來たのは、百濟新羅の興起と時を同じうしてゐた。さうして半島の一角には日本人の國があつた。とすれば、その間に接觸が始まるのは當

七九

られたかも知れない。しかしそれでもヒミコは、七八十年を前に即位した老年の女王とし

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

I
863
巻ナリ

然の勢である。

神功皇后新羅征伐の傳説は、津田左右吉氏の主張する如く、當時なほ文化の發達してゐない新羅を寶の國金銀の國と見、しかも筑紫より北方に當る新羅を西方とし、その遠征にも魚が舟を呑負うとか波が新羅に押上るとかの奇蹟があつた等の諸點から考へると、全然説話化せられた物語であつて、材料としても雄略朝以後の對韓關係があみ込まれてゐるらしい。しかし國家統一の完成後間もない頃だ、日本人の勢威が半島南部を壓してゐたことは、歴史的事實として存在する。

書紀に引かれた百濟記の考察（津田氏）によれば、百濟の近肖古王が我國に使者を送らうとした甲子年は西紀三六四年であるらしい。（神功紀四六年）當時國勢の盛んであつた百濟が我國に援助を求めようとしたのは、高勾麗や新羅の壓迫の故に相違ない。しかしまた我國の勢力がこの頃既に弁韓地方に及んでゐたからこそ、援助を求めることも出來たのである。さうすると、我國の韓半島に於ける初期の征戰は、四世紀後半より五世紀初頭へかけての三四十年に亙る長い出

ては百濟王肖古の服屬の誓（八回）なども、事實でないとは云へない。また百濟記の傳ふる壬午年（三八二）の沙至比跪の新羅征討（三回）も、日本に歸化しようとする弓月の人夫百二十縣を救ひに行つた襲津彦の新羅事件（應神紀一四、一六年）も、恐らく事實の根據があるに相違ない。更にまた好太王碑文の考證によれば、「倭以辛卯年來渡海、破百殘□□新羅、以爲臣民」の辛卯年は三九一年であり、「倭人滿其國境、潰城池、以奴客爲民」の巳渡は三九九年であり、高勾麗が新羅を助けて日本人を任那加羅まで追ひつめた庚子年は四〇〇年であり、百濟の北邊漢江の流域から高勾麗を攻撃して在日本軍勢反つて大破させられた甲辰年は四〇四年である。

海峽を越えて遠征する日本人が國を賭して爭ふ新羅を征服し、また北方高勾麗の地にまで攻め入らうとしたのは、この時代の對韓關係が一二世紀後の對韓關係よりも遙かに緊張したものであつたことを示してゐる。たとひ百濟が同盟國であつたとしても、それに活力を與へたのは倭人である。この倭人の旺盛な活力は、國家統一に現はれた國民の心的興奮と相應する。それが永續的な植民地經營ともならず、又國民的精神を歌

また
八一
96
99

られたかも知れない。しかしそれでもヒミコは、七八十年も前に即位した老年の女王とし

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

つた敍事詩ともならなかつたといふ理由で、この遠征をたゞ「政府の外交政策」「國民生活に關係なき官吏と軍人の事業」と見做してしまふ見解には、自分は贊同することが出來ぬ。關東以北を最近の一世紀の間に統一した日本に植民地の必要が果してあつたらうか。「百餘國」に分れてゐた日本を、一つの國家に統一し緊密な氏姓制度を造り上げたといふ數世紀に亙つた大きい事業をさへ、極めて素朴な皇室中心の神話として語つてゐる當時の日本人が、朝鮮遠征をたゞ愛らしい新羅征伐の物語として語り傳へたとしても、さほど不釣合とは思へない。事件の意義はむしろ前揭の如き遠征そのものから見出さるべきである。當時の軍人とは要するに一般民衆と變りのない農人である。少數の指揮者を除いて大部分は平和な農村の生活から立つた。それが國內を行軍し、無數の船舶に乘り、多量の武器食糧をたづさへて國外に押し出し、さうして重大なことには、異民族と戰つたのである。たとひ百濟王に賴まれたとしても、たゞ政府の道樂にこれだけの大事を始めるわけはない。國體心が強い意義を持つ時代にあつては、國民の間に大きい興奮がなくてどうしてかういふ事業に取りかゝれよう。朝鮮中部まで侵入した日

同時に起つた極東民族の動搖が、日本國の發展の重大な背景となるのである。

然らばこの偉大な國民的活動が何故に詳しく記憶せられなかつたか。さうして何故に神功皇后新羅征伐のやうなお伽噺めいた說話のみを殘したか。それは當時の日本人の歷史的關心が現在の生活を變へた。それが彼らの記憶である。かくの如き實際上の變化の他に、知識として詳細に事件を保存する必要を彼らは感じなかつた。これは事件が歷史的に複雜であればあるほど尤もなことである。朝鮮との交涉が單純な說話に化せられたのも同樣な事情に基くであらう。また後代にこの說話を受けついだ人々も、その說話の歷史性を問題とするやうな歷史家ではなかつた。更にまたこれらの人々の書き殘した材料を編纂した書紀の記者たちと雖、批判的でない點に於ては同樣である。彼らは古い說話を採錄したあとへ、それと矛盾する百濟記の記事を平氣で取り込んでゐる。例へば神功紀元年、新羅征討の記事の後に、高麗百濟二國王の降服が記

六　朝鮮への進出

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

したとある。それによつても凡そ歴史的關心の程度は知られるであらう。

この様な事情の下に、四世紀に於ける對韓關係の詳しい事情は、それが說話化せられた頃にはもう忘れられてゐたらしい。當時の英雄としての武內宿禰は、前後數代に亙つて活躍してゐるが、千熊長彥、木羅斤資、沙沙奴跪といふやうな諸將は、說話の內に何の痕跡も殘さず、從つて書紀の編者にとつても「不レ知二其姓人一」なのである。類型的英雄が多くの實在の人物を一身に兼ねると共に、實在の人物はその姿を消したのであらう。然し我々は種々の事情から推して、この說話よりも百濟記の記述の方が幾分か詳しく事實の記憶を傳へてゐると認めねばならない。書紀が千熊長彥と記すのは、百濟記の職麻那那加比跪を飜譯したものであらう。他の諸將は飜譯が出來なかつたと見える。木羅斤資は特に日本人らしい名でないので、「百濟將也」と分注してある。しかし六十二年の條に引用した百濟記には、沙至比跪が美女を賂はれて新羅征討の手をゆるめた時「天皇大怒、卽遣木羅斤資」云々とある。前後の關係から見て百濟の

郡ニ來入二我國一往二還貴國一」と分注してある。木羅斤資が百濟の將ならば、新羅の女との間に生んだ子が大倭である筈はない。

が書紀の編者にも神功紀についての一種の解釋はあつたらしい。それは神功紀を魏の時代にあてはめ、魏志を引用するために三十九年、四十年、四十三年の三項を設けてゐることに窺はれる。この箇所の分註は前記の木羅斤資や木滿致の分註と共に後人の挿入といふ說もある。しかし書紀の記者が丁度さうなる樣に紀年を掲げてゐることは動かせない。編者たちは魏志の倭人傳を讀んで、そこに所謂「倭女王」と神功皇后の傳說との間に暗示の多い一致を見出したのであらう。がまた神功紀以前に諸國討伐の物語をならべ、新羅征伐の初めに神がかりの話を置くといふ書紀以前の舊記の筋書も、既にもう魏志の記事から暗示をうけてゐなかつたとは斷言し難いであらう。して見れば、魏人の所謂「倭女王」が或は神功皇后の事績の聞き書であるかも知れぬといふ解釋は、魏志が日本に傳つた時から既に存してゐたと認めることも出來るのである。

六　朝鮮への進出

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

I
863
器材り

倭女王と神功皇后を結びつけることは、我々にとつても意味がなくはない。何故なら新羅征討の物語そのものが、戰爭談であるよりもむしろ「氣長足姫の物語」だからである。まづ最初に熊襲征討の議が起つた時、皇后に神がかりして新羅討伐の必要が傳へられた。それを信ぜず、その不信の故に、神の呪によつて（その場で息が絶えることになつ）れなかつた仲哀天皇は、して、新羅征伐は天照大神を初め諸方の神々の命であることが傳へられる。また皇后の胎中の御子が新羅を獲られるといふ豫言や、軍船に御魂をまつれといふ命令などもある。かくて神の力によるさまざまの奇蹟にまもられ、新羅を一擧に平げて、歸國後、延引せる御産の紐を解かれた。以上は記紀の一致するところである。なほ紀には、出征以前に筑紫地方の叛逆者を平定したこと、神の教を信ずる故に奇蹟が現はれたこと、西征について皇后が全然神の力に頼つたこと、自ら出征するには群臣に議りその同意を得て決定したこと、大三輪神をまつると集まり難かつた軍卒が自らに集まつたこと、などが詳しく記されてゐる。すべての關心は皇后と神の力とにかゝるのである。

84

氣長足姫の物語が、このやうな起人ま的な、
一、
る蹟への関心にもとづくものであるとすれば、
これを語りついで来た上代の日本人が、初め
て魏志の倭人傳に接し、そこでヤマト国の女
王ヒミコの記事を讀んだときに、思はず氣長
足姫を聯想したことは、いかにも自然である
やうに思はれる。恐らく彼らにとつては、ヒ
ミコはまだ起人間性において足りないと感じ
られたかも知れない。しかしそれでもヒミコ
は、七八十年も前に即位した先年の女王とし

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

86
ヲオ

て記されてゐる。起人的な豪族姫が、それに劣らず長命であつても、少しも不思議はないのである。さう考へると、書紀が、七十年に亘る神功皇后の摂政期を作つたのは、或いは魏志の記事の影響であるかも知れない。

が更に一歩を進めて考へると、上代の日本人が感じた通りに、魏志の記したヒミコと日本側で伝へてゐる豪族姫とか、同一人を指してゐるかもしれないか、といふことも問題になり得る。豪族姫のやうな物語が発生するには

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

I

86ページまで

その地盤がなくてはならない。その地盤は、魏人のいうヒミコ女王についての、日本人側の記憶であるかも知れない。魏人のいうヒミコが現実に倭女王であったとすれば、あれほど顕著な事実が日本人の間に何の記憶をも残さないということは、あまりにも不思議な現象である。さう考へる人があるであらう。著者自身も曾てさう考へたことがある。ヒミコは実際に北九州を支配した女王である、といふことを前提として、魏人がそれを記録した三

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

86ページまで

世紀よりも後に、北九州の勢力が東の大和に移って西日本の統一を実現したのであること、さういふ東征の物語がいろ〳〵な形に結晶して行くうちに、一つの形として纏まつて行つたこと、従つて纏向姫の物語にも東征を物語る部分が含まれてゐること、などを考へ合はせたのである。しかしこの解釈では、畿内における最も古い古墳の説明がつきにくい。（また）東の大和に強い勢力がなしたといふことや、西日本のもつと古くから

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 ： 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

I

86丁まり

の統一を三世紀末或は四世紀前半まで引き下
ばいるが困難であることなどにも、漸々集づい
て来た。さうして最後に、魏志のヒミコの記
事そのものを批判的に取扱ふやうになったの
である。倭女王の記事は日の女神の神統の反
映であらう。日の女神の神統の背後には、神
聖な女王の支配といふ現実があったかも知れ
ない。しかしそれはもつと古い時代のことで
あらう。さうなると、魏志の記してゐる倭女
王の如き現実が、記憶を通じて気ぶ足姫の物

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

I

86ろまで

依の地盤となってある、などとは云へないことになる。仮女王の化するに関係させずとも、気長足姫の物語を発生させるやうな地盤は、見出すことが出来るであらう。神がゝりによって神命を伝へる女よの物語は、ほかにも沢山あるのである。四世紀の中頃以後、数十年に亘って朝鮮との軍事的接触があったといふことは、事実として証明することが出来る。さういふ興奮の時代に、実際に神がゝりの女子が重大な役目をつとめたといふことも、非

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

I

86まで

常にありさうなことである。さうなると、集
長足姫の物語は、他に地盤を求めるまでもな
く、物語自身が示してゐる通り、四世紀後半
における朝鮮関係自身のうちから発生したと
認めて差支へがない。物語の内容はいかにも
超人的であり、史実と関係はないかも知れ
ないが、しかし神秘的な力を持つた(と信ぜられ)
の存在とか、それによる外征や内政一つの
業とかは、案外事実に近いかも知れないので
ある。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

8

I

86
頁

軍長足姫の物法に東征といふ部分が含まれてゐることは、前に指摘した通りであるが、この東方平定の物語は、優越な知力によつてきりと示したものであつて、髪のなかに弦をかくし、詐つて降服した後に、かくし た弦を出して敵を討つ、といふ類である。これは日本武尊に結びついてゐる説話の一つの特徴である。が朝鮮関係の始まる以前の時代、即ち問題が内にのみ関係してゐる物語にあ

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

I

86
3

っては、「代表的な英雄は日本武尊として結晶し、朝鮮関係が始まって以後の時代にあっては、武内宿禰として結晶してる。これは非常に顕著な現象である。これはホメーロスにおいてアキレウスとオデッセウスとの二つの英雄の類型が現はれてるのと、対比して考へることの出来る問題である。日本武尊は日本の「武」を現はした英雄であり、武内宿禰も「武」を名とする内の宿禰（家臣）であって、いづれも固有名詞によってでなく普通名詞によ

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

86
3

よって呼ばれてゐるのであるが、いづれの英雄も力の強さとか足の早さとか武術の巧みさとか膂の太さとかによって讃美せられてゐる。ギリシアの英雄においても、ローマの英雄においても、日本武尊においても、若さとは著しく異なってゐる。では何か故に「武」であるかと云へば、敵を平伏たといふ一点をあげるほかはない。その平伏る手段は、武力であるよりもむしろ知力であったのである。なほその知力が、日本武尊においては、若さと美しさとに結びつき、武内宿祢においては、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

老熟と思慮とに結ついてゐる、といふ相違
かあるだけである。しかしその結果として、
日本武尊は、美しいものの脆さを思はせるや
うな、あはれに美しい短命な生涯を送ること
になる。その点においてアキレウスと同じて
ある。それに對して武内宿祢は、恰かも天空
大地に對する思念のやうに、智者として氣
長足姫や天皇を補佐しつつ、恐らく二百歳に
近い長寿を生き、五世紀六世紀における有力
な氏の祖人と悉くを
おのの木の後裔として生み出

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

86
9

すことになつてゐる。どことなくオデュッセウス
に似てゐるといへるであらう。朝鮮遠征のや
うな長期に亘る大事業や、それにつづく国家
組織の整備などの仕事は、特に落ちついた智慧を
必要としたといふ事情が、この英雄の姿に反
映してゐるとは云へぬであらうか。

以上のやうに考へれば、西紀四世紀の後半
から五世紀初めへかけての時代は、日本の国
家が初めて自覚の段階に達し、対外的にもその存在を確立した時代だと云つてよいであら

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

86

う。西紀一二世紀頃に西日本を統一し、三四世紀頃に東日本をも統一にもたらした上代の国家が、こゝで一先づ完成の域に到達したのである。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

J
101

朝は、朝鮮遠征の業の終つたあと、同じやうに乱暴が武庫に収納せらるべき時代であつた。

六　朝鮮への進出

ふ事實がなかつたとすれば、朝廷の權威が南求增大し血統關係が漸次重視されて行く時代に何故に皇天皇といふやうな話が語られたであらうか。また何故に天孫降臨や長い時代のことが語られたであらうか。物語の重心は、確かに「新羅征討」よりも「皇居の事績」の方にある。さうしてさういふ事績があり得たことは卑彌呼の記事から考へても疑がはしい。然らば類型化せられた「氣長足姫の物語」は、新羅征討に關する以外に、卑彌呼に似た事實についての說話化せられた記憶を含んでゐるのかも知れない。

かく見れば此の物語が知力による東方平定と結びついてゐるのは暗示する所が多い。巧みに姿をかくし、詐つて降服した後にそれを出して敵を討つといふ樣な話は、日本武尊の蹈詐と共に、國家平定の物語の一つの特徴である。從つて南と源泉から出た話が、朝鮮關係と結びついたために、異つた重心を持つて成育したのだと見られなくもない。かくの物語の出所はとにかくとして、四世紀後半の朝鮮出征の時代には、なほ第二次の統一事業も續行せられてゐたことは確かであらう。さうしてこの外征內治の諸事件の間から「武內宿禰」といふ一人の英雄が

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

造り出されたとともまず〳〵認めてよいであらう。さうなれば武内宿禰の關係する物語は、或程度まで四世紀後半の史實を反映するとも見られるのである。武内宿禰はこれらの物語に於て恰かも天照大御神に對する思金神の如く、智者としての類型的英雄となつてゐる。しかも五世紀六世紀に於ける有力な氏の殆んど全部がその英雄の後裔とせられるところから見ると、右の物語が國家統一事業と密接に關係することは疑がない。

以上の觀察によつて第二次の國家統一と初期の朝鮮出征とが十世紀以上に亘つた大きい心的興奮の發露であつたことは明かだと思ふ。

七　古墳の遺物

右に說いた時代の後期は應神天皇の治世に屬するものであらう。さうしてこの應神朝の末期から仁德履仲天皇の諸朝へかけての時代が、卽ち五世紀初頭より五世紀中頃に至る時代が、朝

示すと見られるのである。

古墳の遺物は應神仁德諸陵の遺物を標準として年代づけられる。從つてこれに似た遺物の多くは五世紀以後のものと見られてゐる。歸化人渡來後、工藝の上に著しい變化があつたとすれば、それ以後の遺物を以て直ちに第二次の國家統一や朝鮮出征の時代の文化を推測することは出來ない。が韓人及び魯方濱人との接觸は筑紫に於て古くからあり、國家統一後にも既に百濟との交通が開けてゐたとすれば、歸化人の影響ある武器などの上に根本的な變化をもたらした訳ではあるまい。だから甲冑刀劍の類で最も多く用ゐられたのは、四世紀の頃の製作と見ることは出來るのである。

第二次の國家統一、朝鮮出征などの大仕掛な事業は、前述の如く、傳說としてはたゞ小さい挿話、もしくは內容のとぼしい輪廓のみが殘されてゐるが、然し事業そのものの性質から云へば、一世紀以上の年月に亘つて、數十萬或は數百萬の人々の活躍した、國民全體の事件でなくてはならぬ。南史載する所の倭王武（雄略）の上表には、

119
113
国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

J
101
久

自晋祖爾一、躬擐三甲冑一、跋三渉山川一、不レ遑二寧處一、東征三毛人一、五十五國、西服三衆夷一、六十六國、渡三平海北一、九十五國。

とある。その國數が必ずしも正確な事實に基いたものでないことは、一見明かであるが、しかしこの征戦の事實をより現實的に我々に示すものは、古墳から見出された甲冑刀劍等の興味多い遺物であらう。これらの武具が五世紀以後に於ては、既に完全に日本獨自の樣式として發達したものであることは、一見明かであるが、しかしこれによつて四世紀の征戦を如實に想像することが出來るであらう。

まづ兜から始める。上總君津郡清川村祇園發掘の兜（東京博物館）は、塗金が鮮かに殘つてゐる點で興味の多いものである。構造は古墳時代の他の兜と同じく、多數の細い鐵板をたてに二段に並べ、中部と下邊とに鐵板の針巻をめぐらし、鐵板相互の間は細かい鋲でつなぎ合はせて、鉢形の、恰好のいゝ帽子に仕上げてある。正面には模樣崩しの金銅薄板のひさしがある。細工はかなり精巧であつて原始的なあとは些かもない。この鐵板の表面全體には塗金が施してあつたかも知れないところである。その點に於て或は日本人の手になつたのではないかを思はせる。ひさしの意匠もまた漢鏡に見られる龍紋の變形である。これは更に一歩を轉ずると、他の兜に於ける如く、龍形の認められない不規則な模樣に變つて行くらしい。

114～150

七　古墳の遺物

この兜が後漢より六朝へかけての裝飾工藝（シナ）を指示するものであることは云ふまでもない。しかしこの兜自身は、恐らく日本人の手になつたものであらう。銅鏡の模造の發達から見ればこの種の武具の模造が可能であつたことも察せられる。殊に四世紀は、何よりも先づ武器が發達すべき時代であつた。だからこの兜は、（もしこの兜が五六世紀頃のものであるならば、この兜に似た四世紀の兜は）裝飾工藝（シナ）品を最も多く輸入し、その模造に最もよく長じた社會での製作品であると見ることも出來る。

この兜に相應する鎧も同じく鐵板を鋲留め

朝は、朝鮮遠征の業の終つたあと、国内やうに武器が武庫に収納せらるべき時代であつた。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

にして、體にピッタリと合ふやうに、胸部をふくらませ腹部を細くし、人體の輪廓の美しい曲線を現はしたものである。これももとは塗金があつたのであらう。製作の上からは兜よりも遙かに困難であるらしく思はれるが、しかし模倣としてならばその困難も大したことではない。

太刀に至つては支那の傳統が明かに認められると共にまた日本に於ける變化のあとも著しい。刀身は鐵であるが、鞘、柄などには金銅の類が用ゐられ、その上に種々の裝飾が施されてゐる。數多い柄頭（東京博物館）のうちには、龍頭をつけたものが最も多く、その龍頭にも、九州から出たものには非常に複雑な形を彫つたのがある。兩毛地方のものは比較的單純な龍頭であつて、模倣を思はせる或拙さが認められる。方頭の太刀の柄頭にも、全體の意匠は明かに支那式でありながら、模様に於て或過渡を印象するものがある。勾玉形のものはもと漢鏡の璽

龍から出たのではないかと思はれるが、勾玉の愛用と共に模様にもこの形が發達して前の裝飾

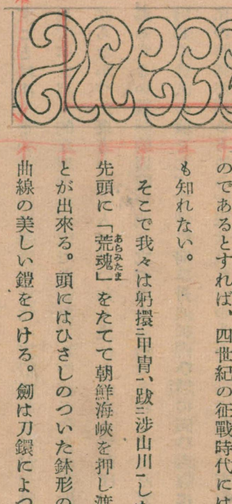

白い。もしこの變化が三世紀のものであるとすれば、四世紀の征戰時代にはなほ漢式の直模が流行してゐたかも知れない。

そこで我々は弁辰三甲冑、跋渉山川二した第二次統一時代の英雄や、軍船の先頭に「荒魂（あらみたま）」をたてて朝鮮海峡を押し渡つた外征の英雄の姿を想像することが出來る。頭にはひさしのついた鉢形の鐵帽をかぶり、體には胴の細つた曲線の美しい鎧をつける。劍は刀鐔によつて腰につるすのである。さうしてそれらの武具は悉く鮮かな金色に輝き、それらを以て武裝した軍將の姿は金人の如く美しい。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70

ガラス使用

J
101
ろ

もし太陽がその上を照せば、人目眩いほどに光るであらう。夜の闇さへもその超人的な姿を隠すことは出來まい。それは畢竟漢文化の表徴である。が、當時の日本人にとつては、それは驚異すべき超人的な威力の表現であつた。この種の金色の英雄が戰場に於て陣頭に立ち、甲冑を知らなかつた東方の日本人に神の如く崇められたとすれば、そこに現人神たる天皇の統治する大きい統一的國家が成り立つのも自然であらう。また天皇の下に立つ多くの武將たちが、同じく金人の裝をして吉備に向ひ丹波に向ひ越に向ひ東海に向つたとすれば、そこに新しい文化の勝利が到るところ實現せられたのも不思議でない。吉備地方、丹波地方、越前地方、或は兩毛を中心とする關東一圓に、たとひ遺物の年代がより新しくにもしろ、同系統の遺物を出す古墳が少くないといふ事實は、傳說に所謂四道將軍の如きものの事業を證據立てるのであるかも知れぬ。また海峽のかなた朝鮮南部の古墳が武器等に於て全然同系統であることを示し、のみならず直弧紋を有する刀劍鹿角裝具の如き全然日本起源のものを出土したことを考へれば、乏しい記錄によつて證據立てられてゐる朝鮮の征戰は確かに右の如き武裝のもとに行はれたに

で個像ではない。またそれが示すごとく遺形美術的技術が（加味）素朴であつたことも、鏡工金工などが未熟であつたとは限らないのである。

四世紀の征戰がかくの如く支那式の武具を以て行はれたとすれば、この時代の人心の興奮がいかに漢文化の刺戟に負ふところ多いかといふことは理解せられるであらう。發達の段階の甚だしく異つてゐる漢文化から先づ我々の祖先が受けた影響は、精神的文化の方面に於てではなくして實用的な技術の方面に於てであつた。その刺戟によつて呼び起された意志生活の異常な緊張と努力とが、やがて五世紀以後の神話や抒情詩の時代を作り出す地盤となつたのである。我々はこの意味から四世紀を重大視せねばならぬ。

が以上に於て我々の取扱つた武具は、遺物としては主として五世紀以後の古墳から見出された。といふよりも我々は、ほゞ四〇〇年頃と推定される應神仁德陵よりも明かに古いと認められる古墳を極めて稀にしか知らぬのである。大和の佐味田及び新山の古墳はその稀な例に屬す

朝は、朝鮮遠征の業の終つたあと、同じやうに武器が武庫に收納せらるべき時代であつた。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

J
101
2

朝は、朝鮮遠征の業の終つたあと、国にやうに武器が武庫に収納せられるべき時代であつた。

未だ経済的及び武力的な統制には達してゐなかつたらうと思はれる。この種の統治の最盛期は四世紀五世紀であり、六世紀に至つてはその危機が現はれ、そこで、経済的な中央集権の努力と、危うくされた精神的統一への反省的努力（それが神話傳説の組織化に現はれる）とを呼び起したのであらう。

右に關聯して武器尊崇の傳説をもう一度顧みて見よう。前に言及した如く、漢土傳來の鏡や玉類が尊崇せらるゝと共に武器類も亦神寶として特殊な尊敬を以て語られる。鏡が荒御魂和御魂であり得た如く、劍もまた神靈であり得た。例へば神武東征の物語に次の如き一節がある。

かれ神倭いはれびこの命、そこより廻り幸して熊野の村に到せる時に、大熊かみあらはれて即ち失せぬ。こゝに神倭いはれびこの命、にはかにをえまし、また御軍みなをえて伏し・き。この時熊野の高倉下、一横刀をもちて天神の御子の伏せる地に到て獻るときに、天神

るものであるが、そこに存した武具は破殘參考すべからずとして廢棄された。僅かに殘れる裝身の金具は、それが六朝初期或はそれ以前の支那の製作品であることを示してはゐるが、しかし他方では、そこに共存した銅鏡類には、明かに我國に於ける模造品と認められるものがある。だから武器が輸入品であつたか、或は我國の製作品であつたかは容易に推測し難い。かゝる事情のために、古墳の遺物によつて我々が窺ひ得るのは、五世紀及び六世紀の狀態なのである。さうしてそれらの古墳に於ては、前述の如く、武器の裝飾に支那式を離れようとしてゐるものが多く見出される。從つて我々は五世紀頃にこの種の武器が日本に於て盛んに製作されたことを推測し得べく、またそれが全國共通であつて決して地方的な特異な發達を見せてゐない事をも認め得るのである。五六世紀頃の古墳が全國に亙つて數多く存在し、それが博造の大きさや副葬品の豐かさによつて被葬者の權威と富とを示してゐるに拘はらず、それらの遺物の形式が大和中心であり、そこに表示する意味が鏡玉劍の尊崇より流れ出てゐることは、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

の御子卽ちさめまして、長髓しうるかもと詔りたまひき。かれその横刀を受取りたまふ時に、その熊野の山の荒ぶる神、自ら皆切りたふさえぬ。こゝにかのをえ伏せる御軍悉にさめたりき。かれ天神の御子その横刀を獲つる所由を問ひたまへば、高倉下答へ曰さく、「已夢に、天照大神、高木神二柱の神の命もちて、建御雷神をめして詔りたまはく、葦原の中つ國は、もはら汝が言向けしつる國なり。かれ汝建御雷神降りてよとのりたまひき。こゝに答へ曰さく、僕降らずとも、もはらかの國平けし横刀あり、降してむ。（この刀名は佐士布都の神といふ。亦の名は甕布都の神、亦の名は布都の御魂。この刀は石上神宮にます。）この刀を降さむ狀は、高倉下が倉の頂を穿ちて、そこより墮し入れむ。かれ、あさめよく汝取り持ちて、天神の御子に獻れとまをしたまひき。かれ夢の敎のまゝに旦に己が倉を見れば、まことに横刀あり。かれこの横刀を以て獻る耳。」（古事記）

明かにこの横刀は靈異な力を以て敵を征服した。さうしてそれは「神」「御魂」として神社に

名劔の名が神の名となり、征敵の功によつて神社に祀られたのである。

武器が神寶として神社に納められる話は、石上の神寶、出石の神寶、出雲の神寶などと例が少くない。さうしてこれらの神寶は多くの場合に何らか傳說的背景を持つてゐる。石上の甕布都は右に說いた通りであるが、出石の神寶は珠、鏡と共に天の日槍の持つて來た太刀、槍などであつて、輸入品としての記憶が傳說化せられたかに見える。出雲の神寶は「武日照の命又は天の夷鳥が天より將來れる」ものである。かく、尊貴なる武器の出所が、多く「新羅」とか「高天原」とかとせられることは、これらの武器が鏡と共に漢式のものである事實を、實に面白く反映してゐるのである。

が神寶の意義は、「神として祀られる」或は「神を祀る」といふだけではないらしい。神社は、本來氏神の發達しかけた國家統一後の時代には於て、或は氏族の團結の中心である。そこに神寶として武器が納められるといふことは、平和な時期に於て武器を貴ぶ所以であるのみならず、一朝事があつた時に神威によつて貴くされた武器を持ち出して敵と戰ふといふ特殊の意義

J
101
久

朝は、朝鮮遠征の業の終つたあと、国じやう
に武器が武庫に収納せらるべき時代であつた。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

を發揮するのである。英雄日本武の尊が神劒をさづけられて東征の途につかれた傳説は、この事實を示すと見られるであらう。從つて神社は、武器の捧安所であると共にまた武器庫であつた。その著しい例は石上神宮である。舊事本紀によれば、この神宮は甕布都の神を祀るために崇神朝に創立せられたのであり、新撰姓氏錄によれば、仁德朝に初めて祀られたのであるが、垂仁紀に屬する傳説によれば、皇子五十瓊敷の命は劒一千口を作つて石上神宮に藏め、勅命によつて石上神寶の管理者となられた。五十年を經て、

八十七年春、五十瓊敷の命、妹大中つ姫に謂て曰く、我老いぬ、神寶を掌ること能はず、今より後は必ず汝主れ。大中つ姫辭て曰く、吾は手弱女なり、何ぞよく天の神庫に登らむ。命の曰く、神庫高しと雖、我よく神庫のために梯を造む、豈庫に登るに煩あらむや。かれ諺に「神の神庫も梯たてのまゝに」とぃふ。これはその緣なり。

しかし姫はこの役目を物部連に授け、その因緣によつて物部連は「今に至るまで」石上神寶を管理してゐる。武人の家なる物部氏が武器庫を管理するに不思議はなく、またその武器が、

J
101

ては當然であらうか、その武器庫の創立の時期を崇神朝垂仁朝といひ、或は仁德朝といふところに、我々は一つの意味を讀むことが出來る。崇神垂仁朝は、第一次の國家統一事業のあと、武器が武庫に收納せらるべき時代である。出雲の神寶も大和朝廷に引渡されたといふ。だからその時代に武器庫の創立をあてはめるのはいかにも自然である。がまた仁德朝は、朝鮮遠征事業の終つたあと、同じやうに武器が武庫に收納せらるべき時代であつた。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

J

(101)

だから石上神宮の創設をこの時期に持って来ても、同じく筋は通るのである。いづれにしても、石上神宮に於て武器収納の具体化した姿を認めたところに、これらの傳説の意義があるのであらう。しかし書紀の記すを知つてゐる筈の新撰姓氏錄の編者が、敢てそれを仁徳朝(朝)のこと件としたところに、我々は特別の意義を讀むべきであるかも知れない。即ち四世紀において盛んに用ゐられた武器は、五世紀に至つて武庫に藏められたのである。そ

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

J

(101ウ)

かへれば、武器の示すのは四世紀の精神であって、五世紀は平和な時期となってゐるのである。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

1
K
(1202)

ら出たであらうと思はれる雑多な要素があり、
また主導動機の枢には全く数少ないやうな種

J

りその武器庫に諸家の武器を収納したものであるとすれば、それは國家統一時代の形勢から推して意義深い題目である。武器が武庫に収められるのは平和の徴證であつて、西征外征に忙がしい四世紀の人心に浮ぶ問題ではない。もしその事があつたとすれば、それは崇神紀の出雲の振根の傳説に於ける如く、或不穏な氏族の武器を没收したことであらう。振根は自分の留守の間に弟が出雲の神寶を大和朝廷に渡したのを怒つてその弟を殺した。そのためには大和朝廷の軍隊によつて攻めほろぼされた。これは國家統一の時代にはふさはしい傳説である。だからこの時代には戰利品を收める意味の武器庫はあつたであらうしかし征服者自らがその武器を所藏する神庫は、姓氏錄の傳ふる如く、仁徳朝の現象でなくてはならない。さうして仁徳朝に於ける武器庫の創設は、我々が武具の觀察に於て見當をつけた如く、これらの武具が四世紀の精神を現はすものであつて五世紀の精神を現はすものでないといふことの一證である。

なほ石上神宮の遺物中に存する七枝刀は、銘文を有する故に注目せられてゐる。銘文の年號は晋の泰始四年（二六八）であつて、倭女王の使が洛陽に行つた後二年である。この七枝刀が百濟

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

の使者久氐獻上の七枝刀と同一物であるとすれば、百濟獻上の品物に支那製のものがあつたこと、從つて百濟から傳へた文物が主として支那のものであつたらうといふことが示される。が右の比定は當つてゐなくともよい。晋代の武器が直接に輸入せられて大和の石上神宮に藏せられたとしても、些かも不思議はないからである。いづれにしても神寶として尊崇せられたものの中に支那の武器があつたことに變りはない。

武具を通じて見た四世紀の歴史は右の通りである。その武具が戰場から歸つて武器庫の中に捧安せられた五世紀には、また新しい生活の推移が起らねばならぬ。

八　朝鮮出征直後の時代

高勾麗に敗られた日本人が半島に於ける勢力を幾分失墜したことは確かである。そのために新羅も日本の威壓を脱したであらう。仁徳紀の新羅不朝貢の記事はその反映かも知れない。し

の荒勢から見て五世紀後半に新羅經營の活動が始まるまでは、少なくも出來得る限り大げさな出征はなかつたであらう。その間に百濟との平和な接觸が漸次我國の文化を高めたといふことは極めて自然の勢である。

百濟は帶方の支那人を領有したのみならず、四世紀の後半から既に南支那との交通を始めた。支那文化吸收に於ては我國よりも一歩を先んじて來たのである。だから縫衣女や良馬や經典や博士などの貢獻は、百濟による支那文化の傳達と見られてよい。なほ弓月君の人夫百二十縣や阿知使主の黨類十七縣等の歸化も、韓半島の形勢から見れば事實らしく、從つてそれが文化促進の動機となつたことも察せられる。

書紀の應神朝以後の記事には政治的意味を持つものが少ない。津田氏は、この時代の出來事の傳說が、神功皇后以前の時代にあてはめられたことを推測してゐる。がこの時代に屬せしめられてゐる傳說にも、當時の社會の狀態を語るものがないのではない。

この時代の傳說は大別すれば繼物語と皇位繼承の物語と池溝を作る話とである。繼物語は必

ら出たであらうと思はれる雜多な要素があり、また主導動機の樞には全く歩らないやうな種

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

1

K

1202

ずしもこの時代に限つたものではなからう。しかし平和の徴にはなる。皇位繼承の物語も、記紀編纂の目的から考へればこの時代のみの特徴とは思へないが、しかし皇位が爭の種となり、或は皇子が卽位を固辭されるといふやうな點は、この時代の趨勢と關聯して注意に價する。一々の物語がどれほどの歷史的事實を藏するかは別問題として、とにかくこれは氏姓制度による政治組織の漸く固まらうとする時代の現象である。祭り事の統一としての宗教的意義が顯著であつた初期の國家統一時代にあつては、この種の爭は比較的稀れであらうが、今や政治的組織への轉化に當つては、有力な氏族間の競爭がこの決定を困難にするといふ事情もあつたであらう。六世紀に入つて氏姓制度が固まつてしまつた後にこの種の問題の起つてゐないことは右の觀察を裏書する。なほまた皇位繼承の物語は、領地に關する爭の物語や氏姓を正すクガタチの記事と共に、家族制度の發達や、氏姓の意義の變遷を示してゐるらしい。遠からぬ過去に於て「父」よりも「母」が重んぜられてゐたことは、子が父から離れて母と同居する風習や、母のみが「御祖」と呼ばれ母のみが子の名をつけたといふ如き物語によつて察せられるが、しかし國家統一

121

治者階級に於ける

皆その如くである。

一定の地位

識

その變化に伴つて氏族や家族の上にも明かに現はれて來る。「相續」が問題となり、財産（領地）が論ぜられ、氏姓が混亂するといふ如き現象は、氏族や家族が一つの團體として民衆の意識に上り始めたことを示すのである。「氏」「姓」などの意義を見ても、本來は單なる名であり敬稱であつたものが、新しい政治組織社會組織の完成するに從つて或團結や階級を示すものに變化する。卽ち「家族」や「家格」についての意識が漸く開けてくるのである。

次に池溝を作る話は、農民の生活に於ける重大な變革として注目せられなくてはならぬ。この種の記憶が後代までも消えないで殘つてゐたことは、當時行はれた開墾事業や灌漑法の革新が、農を主とする國民の心に甚大な印象を與へた證據であらう。尤も池溝の話は崇神垂仁兩朝の記事にも見えてゐるが、崇神朝に作つた依網の池を仁德朝にも作つた（古事記）といふ風に、記事そのものが曖昧であつて、新羅征伐以後の事件をそれ以前の時代にあてはめたらしく思はせるのである。韓人池の如き名稱や傳說のあるところから考へても、この革新は歸化人と或關

124

ら出たであらうと思はれる雜多な要素があり、また主導動搖の種には全く數ふないやうな種

132

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

1
K
(1202)

係を持つらしく、また事業そのものの性質から考へても、或程度に軍事的動揺の止んだ後のことでなくてはならず、もしこれを「時代の大勢」と見るならば、その時代は四世紀後半より五世紀前半（即ち主として應神仁徳朝）と考へられるのである。

さてこの池、溝、堤防等の工事はいかなる土地にいかにして行はれたか。池が河水をひくことの出來ない高地に灌漑するためであつたことは云ふまでもあるまい。多くは山の水を蓄に貯へて下方の斜面を水田たらしめるのである。この方法によつて曠原は耕地に化し畑は田にも使へるやうになる。溝もまた灌漑のためであるが、これは河水を上流からひいて下流の郊原に注ぐのである。仁徳紀に、

大溝を感玖に堀る。乃ち石河の水を引いて上ツ鈴鹿、下ツ鈴鹿、上豊浦、下豊浦四處の郊原に潤け、以てこれを墾りて四萬餘頃の田を得たり。故其處の百姓寛饒、凶年の患なし。

とある。明かに灌漑法の進歩と郊原開墾とが並び立つてゐる。がこの時代の河川は、我々の知る如き「一つの河床に押し込められた河川」ではなかつたであらう。少し〳〵誇張して云へば、

期毎に浸水する水郷（人間の住地としては不適當であつた。（殊に河口地方、或は平野のかの低地が一面に濕地であつて葦などの茂生に便であつたことは、豊葦原の水穂の國といふ古い言葉からも察せられる。）しかしもし河水を一定の河床に押し込め水はけを好くすることが出來れば、これらの平原は美しい人間の住所に化する。それをなし得るものは堤防である。大河の河口地方に於て殊にこの現象が著しい。で仁徳紀は難波の平原について語つてゐる。

今朕この國を觀れば、郊澤曠遠にして田圃少し。且河水横に逝き、流末駛からず。聊か霖雨に逢へば、海潮逆上して菅里船に乗る。道路また遐あり。故に群臣共に視て、横源を決して海に通じ、逆流を塞ぎて田宅を全ふせよ。

冬十月、宮の北の郊原を掘り、南水を引きて西の海に入る。因て以て其水を號けて堀江といふ。また北の河の澇を防がんとして茨田の堤を築く。

この工事は困難であつて人柱を立てる必要があつた。またこの時に朝貢した新羅人もこの工事に役役せられた。（古事記によれば、秦人がこの工事に從事した。）がそれは傳説である。實際

ら出たであらうと思はれる雑多な要素があり、また主導動搖の極には全く動かないやうな種

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70　ガラス使用

1
K
(1202)

の工事は長年月に亙つて、幾度かの失敗の後に漸く完成したものであらう。かくして淀河々口の平源は漸次耕地に化し、そこに幾十幾百の村落を出現せしめたのであらう。

記錄に殘つてゐるのは大和朝廷の周圍に起つた事件のみである。が現在日本の農村は、それ（ものである）水平地に存在する限り、多くは（ぜず）右の如き起源をもつてゐる。（であらう）だがそれが三百年前の開墾地であるか、或は六百年千年千五百年前の開墾地であるかの相違を持つのみである。だからもし幾内地方に於て應神仁德朝に盛んな開墾事業が起つたとすれば、それは全國に起つた開墾事業の（各地方にも同じやうに起つてゐた）認識と見られなくてはならぬ。當時秦、漢、百濟等の移民は、各萬を以て數ふるほどの多數であつた。彼らは近畿のみならず、遠國にも移され（た）は新しい田畑が必要である。（つた）彼らがそれ〳〵或土地に落ちつくために急激に高めたであらう。この大勢に應じて新しい開墾地と新しい村落とが盛んに作られた（こと）は、推測するに難くない。

この大勢は村落生活に著しい影響を與へたらしい。新らしい部落の頻々たる出現、開墾事業に於ける共同作業、その結果として新しく意識せられた團結心（もし「部」といふ言葉が漢音「ぶ」の轉じたものであるならば、氏姓制度の根柢をなす部民の團結は、この時代以後に國民の意識に上つたと見られなくてはならぬ。）この種の心的變化は前代に始まつた地方豪族の政治的變化を益々著しく押し進める。工業的部落や名代（なしろ）の部落の流行もこの機運の現はれと見られよう。これらの現象は（郎）統一前の古い團體（の）を解體して新しく村落としての小さい團體を形成したといふ社會組織上の變事を語るのである。（郎な性格を、一層推し進めたものであらう。）

この種の經濟的社會的變化が、祭事的に形成せられた國家を政治的に生育せしめつゝあつた時代に、支那（シナ）南北朝との交通も開始せられたらしい。倭王讃の朝貢は三度記されてゐるが、もし讃が大鷦鷯（おほさゝぎ）の音を縮寫したものであるならば、仁德天皇の治世が五世紀前半の注目すべき時代であつたことは疑の餘地を殘さない。當時の記錄に現はれる倭王は「使持節都督倭百濟新羅任

ら出たであらうと思はれる雜多な要素があり、また主導動機の枠には全く收らないやうな種

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

那秦韓慕韓六國軍事安東大將軍倭國王」であつて、もはや二世紀前の單なる倭王ではない。なほ讃死・珍立の時代にも遣使のことがあり、五世紀中頃には倭王濟が再度使を送つてゐる。其シナは柘抜の北魏が江北を統一して漸く文教を興さうとしてゐた頃である。日本の交通した南朝は、柘抜に壓迫せられて江南に退いてゐる活氣のない固有漢人の國であつた。

文獻によつて我々の觀察した五世紀前半の狀態は、古墳の遺物によつて示された狀態と何ら抵觸するところはない。更に五世紀後半の雄略天皇時代に至れば一層さうである。對韓關係開始以後、韓人及び漢（シナ）人の移住が多く、又その工藝の技術も盛んに傳へられた。さうして古墳の遺物は、鏡玉劍にとゞまらず、金製耳飾、帶金具、銅劍、金環、鈴、環鈴、指環、その他銅器類、馬具類など、六朝工藝とその模倣とを示す多數の種類を含んでゐる。しかもさういふ古墳は、東は關東地方より西は筑紫朝鮮まで、即ち當時の日本全體に亙るのである。從つて古い物語が大和朝廷を中心として物語られてゐるのは、

百濟が北魏と交通を始めたのは（西紀四七一年）の頃である。（魏書、百濟傳）高勾麗は既にその半世紀前から北魏と交通し、新羅は十餘年前から新しく活動を起してゐた。百濟は北魏との交通によつて高勾麗や新羅の壓迫に對抗する力を幾分かでも得ようとしてゐたに相違ない。任那を領有する日本がこの形勢に卷き込まれるのは當然の勢である。

雄略七年に吉備人弟君と赤尾が新羅征討のため派遣せられたが、國ツ神に妨げられて討伐のことを果さなかつた。當時の任那國司は、その美しい妻を奪はれた怨のためにひそかに自立を計つてゐる吉備上道臣田狹、即ち弟君の父であつた。この年は書紀の紀年通りに解釋して（西紀四六三年）である。ところが三國史記には慈悲六年（四六三）二月、倭侵二歃良城一不レ克而去、とある。兩者の間に關係がありさうである。續いて雄略八年には膳臣斑鳩（イカルガ）等が高麗軍を破つて新羅を救ふ。九年には紀小弓が新羅を討つて大勝する。ところで右に引いた慈悲王の記事のあとに、以倭

1
K
1202
ら出たであらうと思はれる雜多な要素があり、また主導動機の樞には全く數へられないやうな種
132

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

K
1
(1202)

屢侵三疆場一、築三沿邊二城一とある。これは歇良城の戰以後にも屢倭人が侵入したといふ意味に解せられないではない。さうすればこの間にも何かしら一致があるやうに思へる。更に雄略二十年には高麗が百濟を亡ぼし、二十一年には日本がクマナリを與へて百濟を再興する。年頃である。分注の百濟記で見てもこれは事實らしい。慈悲二十一年(477)倭人擧兵、五道來侵、竟無レ功而還とある新羅本記の記事も、こゝに何か關係がありさうに思へる。かういふいくつかの記事は史實の正確な記錄ではないかも知れない。しかし事實に基いたものであることは疑がなからう。

雄略天皇は新羅親征を企て、神には阻まれて思ひ留まつたといふ。この傳說は當時の對韓關係に燃て一つの暗示を投げる。この時代の人心は朝鮮出征に就てもはや前世紀のやうな興奮や緊張を持たなかつたのである。神意とはこの時代にもなほ全體意志の表現であつた。たとひ任那府を中心とする幾度かの征戰があつたとしても、それは高勾麗の勢力を壓迫して百濟の滅亡を救ふといふやうな活氣のあるものではない。百濟再興といふのもたゞ王族を救ひ小さい

雄略朝にはまた吳との交通がある。（宋書、昇明三年戊午(478)南史、東夷傳、昇明二年。）そこに記された倭王武の上表は立派な漢文で、歸化人の作らしいと云はれてゐる。その翌年(479)にも遣使の事が記されてゐる。（南齊書、建元元年已未。）この時代の南支那との交通は、既に半世紀間歸化人の影響が蓄積せられてゐたゞけに、前代よりも遙かに多くの意味を持つたらしい。手末才伎の輸入がその事實を語つてゐる。

雄略朝の物語にこの才伎が重要な地位を占めてゐることは注目に價する。當時の貴族が一般に歸化人の才伎を龍用したことは、西漢才伎歡因知利が天皇の側に侍したとか、臣連等が秦民を欲のまゝに驅使したとか、或は秦酒公その他の歸化人が愛寵せられたとかといふやうな話でも解るが、なほその才伎を韓國に求め、吳に求めるに至つては、當時の貴族の風俗がいかに急激に變化したかがうかがはれるのである。前代に於て治水灌漑等の農耕改良に用ひられた力は、今や工藝の發展のために用ひられた。養蠶の奬勵、絹縑の尊重、吳の織女縫女の優遇、などはこの大勢の一端であらう。韓から連れて來られた陶部、鞍部、畫部、錦部、譯語等の

らしたであらうと思はれる雜多な要素があり、また主導動機の枠には全く收まらないやうな種

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

名が、呉の才伎女と共に特に記憶せられたといふのは、これらの才伎が單に貴族を喜ばせたのみならず、またその手末（タナスエ）の技巧を當時の民衆に傳へることによつて、社會全體に強い刺戟を與へたためでないとは云へない。考古學的遺物が示してゐるやうに、既に彌生式文化の時代にあつても、新しい技術に對する感覺は極めて鋭敏であつて、その習得、傳播はかなり迅速なのである。從つてこの時代の民衆が新しい手末の業を素早く學び取つたと考へても、大した誤りはないであらう。

（しか）し雄略朝より武烈朝に至るまでの諸傳説は、主として狩獵や、美女や、宴樂や、凶暴な官能的快樂や、または神怪奇異の興味に關するものであつて、前代の傳説とは著しく（顯著に異）格を（異にして）ゐる。皇統に關する物語で云へば、前代の諸皇子は多く溫順な心情の持主であるが、この時代の天皇や皇子はその正反である。穴穗天皇は（大泊瀬）皇子（雄略）のために幡梭姫を得（ようと）むとして（皇）子の父であり皇后の先夫である大草香皇子を殺（ころ）された。（その結果、）（さうして）皇后が曾て大草香皇子によつて産（う）んだ眉輪王のために弑せられ（給）つた。大泊瀬皇子は「朝に見ゆる女を夕に殺し

が何故に血を以て得らるべきものに變つたか。その理由は（豪）族間の競爭と云ふ事實で説明せられて來た。清寧卽位の爭は吉備臣の勢力と大伴大連の勢力との衝突である。武烈卽位の爭は、清寧朝から政府の實權を握つてゐた大伴大連と平群大臣との衝突である。さう見れば政治組織が完備するに從つて權力爭奪の烈しくなつた形勢も理解せられるといふのである。しかし何故に日本で珍らしい凶暴な君主が頻々としてこの時代に現はれたかは、この説明では解らない。この疑問を抱いて書紀の記述を幾度か讀み返して見ると、我々はそこにこれらの記述の材料となつたものの異質性を感得せざるを得ない。卽ちこれらの記述の裏には、前代に於けるやうな素朴な傳説があるのでなく、さういふ傳説を語る素朴な上代人とは異つた心を持つた人々の書いたものがあるであらうと推せられるのである。これを前述の如き急激な工藝の發達と照らし合せて見ると、丁度この時代に歸化人の文字使用の技術が利用せられ始め、老敗した漢人の心を以てする記錄が作られ初めたらうことに思ひ當るのである。さう見れば、（支那）式の凶暴な君

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

主がこの時代に現はれ初めたのではなく、さういふ君主を想像しまた君主をかゝるものとして解釋する記者が、この時代に現はれ初めたのである。

このことは戀物語に於てもつと著しい。前代の戀物語は深い感情の籠つた美しいもののみである。輕太子や女鳥王の悲戀、衣通姫のしめやかな愛情、忍坂大中姫や石姫の嫉妬の悲しみ、それらは多く眞情流露の哀情詩を入れて巧みに物語られてゐる。然るにこの時代の物語は海柘榴市の歌垣の物語を除いて、他はほとんど皆詩のない、時には淫靡な、「事件の報告」である。雄略天皇は女についての多くの物語の中心として記されてゐるが、しかしその物語には「戀愛」は現はれてゐない。童女君一夜妻の話、百濟の貢女池津媛姦淫の故に四肢を木に張られて焚殺せらるゝ話、栲幡皇女が姦淫の讒のために自殺する話、天皇田狹の妻を奪はれる話、伊勢采女が庭に倒れて姦淫の疑をかけられる話、――すべてたゞ性的興味を主とするものであつて、愛の感情は現はれてゐない。特に代表的なのは、木工猪名部真根が斧を使ふ手練を誇つたため、その前に采

らば仮豐青皇女の獨身の理由とか、武烈天皇淫虐の行とか、さういふ珍奇な事件を誇大に戯曲化することは、極めて自然である。

(1)雄略紀元年。朕與一宵而賜、産女殊常、由是生疑、大連曰、然則一宵喚幾廻乎、天皇曰、七廻喚之、大連曰、……臣聞易産腹者、以桴觸體、卽便愼、況與終宵、而妄生疑也。

(2)清寧紀三年。仮豐皇女於角刺宮與夫初交、謂人曰、一知女道、又安可異、終不願交於男。

(3)武烈紀八年春三月。使女躶形坐平板上、牽馬就前遊牝、觀女不淨、沾濕者殺、不濕者沒爲官婢。

奇事異聞を集めたのもかゝる記者の興味にあるらしい。仙女と戯れた浦島の話や、譽田陵の土馬が驟馬に化して人を乘せた話や、三諸の神なる大蛇を捕ふる話や、一事主神が天皇と共に遊獵する話などは、たゞ單なる好奇心で物語られるに過ぎぬ。古代日本人に特有な神秘的な感受は現はれず、漢人の空想に似つかはしい神仙思想と怪異の嗜好のみが現はれてゐる。

雄略朝に於ける歸化人の重用は著しい現象である。彼らは宮廷に於て文書を司り、日常秘書の役をつとめた。だから彼らが自らの觀察により自らの解釋を以て當時の出來事を記録したと

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

いふ事はあり得ぬ事ではない。或はまた歸化人の間に傳はつた噂話を後代の歸化人が空想をまじへて書きしるしたといふ事もあつたであらう。雄略天皇が大伴室屋と東漢掬直とに遣詔せられたとか、秦酒公の諫止によつて采女の命を許されたとか、或は、天下誹りて大惡天皇といふに拘らず、青、博德等の歸化人には非常に優しかつたとかいふ如き話は、どうも歸化人から出たものとしか思へない。傳說全體に漢人の趣味の現はれてゐることは前に說いた通りである。さうなれば舊記編纂當時にこの時代の史料として用ひられたものが主として歸化人の私記であつたといふことは推測してよからうと思ふ。

この點については古事記が有力な證據になる。古事記の傳へる雄略朝の傳說は、その敍情的な美しさに於て書紀のそれと全然別物である。話そのものもほとんど皆喰違つてゐる。若日下部王をつまどふ歌も、婚されずして老いた赤猪子を憐れむ歌も、吉野の童女の舞を讚美する歌も、或はまた三重采女の過を詫びる歌も、皇后の天皇を讚へ慕ふる歌も、皆感情に充ちた率直なもので、肉感的な好奇心には頒はされてゐない。これは歸化人の心生活と關係なく日本人の

んでゐなかつたことが察せられる。

がその後間もなく形勢は變化した。それは書紀の書き方が繼體紀から急に改まり、古事記の記事が仁賢朝以後系譜のみとなつてゐることからも察せられる。記紀のこの變化は大體繼體朝以前が傳說の時代であり、以後が記錄の時代であることを示すに過ぎぬが、しかし或時代から詳しい記錄が殘り始めたといふことはその時代の或る變革を背景とせずには考へられない。

一〇　佛敎渡來前後の時代

六世紀初頭の繼體朝より同世紀末の佛敎興隆に至るまでの時代は、實を云へば我々の觀察の正面に來るべきものである。記紀の神話傳說に現はれたあらゆる思想、風俗、感情、藝術等は主としてこの時代の理想によりこの時代の解釋によつて我々に殘されてゐるのであつて、その理想や解釋が重大な意義を持つ限り、我々の記紀傳說研究はこの時代の文化研究に他ならぬ。

ら出たであらうと思はれる雜多な要素があり、また主導動機の樞には全く數ふないやうな種

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

K

(1202)

現在の神代史の主導動機は、恐らく右のやうな自覚に基いたものであらう。それは何よりも先づ皇室の權威の由来を說くものであると共にまた諸氏族の由来を說くものであり、血族主義による國家組織の說明ならなかつたのである。しかしそのためには、當時漠然と信じてゐた時の人々のなし得たことは、當時漠然と信じてゐたさまざまの傳說を集め、それを一つのまとまりのある物語に仕上げることであつたであらう。實際神代史の中には、さまざまの源泉から出たであらうと思はれる雜多な要素があり、また主導動機の枠には全く當てはまらないやうな種

應神仁德朝より雄略朝へかけて天皇の神聖な權威についての意識が漸次高まつて來たことは前に觀察した通りである。それは曾て半獨立であつた諸氏族が、漸次完全な組織に編み込まれて行く大勢と相應じてゐる。ところが五世紀末より六世紀初頭へかけて、皇室の血統はほとんど絶えようとする。それは必然に有力な諸氏族の權力增大やそれらの氏族間の有機的な共同を呼びさまさずにはおかない。そこで皇室の神聖な權威が諸氏族共同の上に打ち立てられることになる。

この心的動搖のなかから物語としての神代史の主導動機が生れ、それが漸次諸種の傳說を結合し改造してあの大きい神代史の構想にまで發展したのであらう。だから神代史は皇室の由來を說くものであると共にまた諸氏族の由來を說くものであり、血族主義による國家組織の說明であると共にまた古い傳說の集錄である。（神代史の成立事情、成立年代等については、津田左右吉氏が「神代史の新研究」以來詳しい考證を試みてゐる。その結論によれば、「神代史の骨子」は、雄略朝より繼體、欽明諸朝にかけて作られたらしい。がまづ初めに「二つの骨子」

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

1203

類のものもある。あるいは中味までも、この時代に、一定の意図の下に、「作られた」と考へることは、どうも無理なやうに思はれる。

一つにまとめるために相当の加工が行はれたといふことは、想像されめでもないが、我々の眼につくのは、むしろ十分にまとまってゐないといふ点である。神代史はたゞに皇室の由来を説いてゐるだけでなく、またもろ〳〵の氏の由来をも説いてゐる。それはもろ〳〵の氏を血統的に皇室の祖先神に結びつけると

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

K

(1203)

いふ意味で国家組織の説明になつてゐると共に、またさまざまな種類の伝説の集錄である。丹念に分析し考究して行けば、あの中からは第外にいろ〳〵なものが出てくるであらう。かそれを現存の神代史のやうな形に仕上げたのは、あくまでもこの時代の働きは、形成の働きは、あくまでもこの時代のものである。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

1645
二年目

に入れられたものに比べていづれが古いとも云へない。仁徳雄略朝あたりからの傳説には時代の區別のつくものもあつたであらうが、大部分はいつの時代からの傳承とも解らなかつたであらう。風俗や思想感情等は編纂者自身の時代のものをあてはめたのであつて、「時代の相違」は眼中になかつた。歌謡の類もこの時代の時風を適宜に利用したのであつて、農人の歌が英雄に附會せられるといふやうなことも自然に起つたらしい。かうして單純な古い傳説がさまざまの感情を持つた歌物語に化して行つたのであらう。

かう見れば記紀の材料となつた古い記錄はたゞ官府の製作であつたとしても、たゞ少數の作者の頭腦から出たものではない。彌生式文化の時代からの古い傳承に加へて、三四世紀に於ける第二次の國家統一や五世紀に於ける國民の發達の間に自然に生れて出た古い傳説が、六世紀を通じての無數の人々の想像力により、この時代の集團心に導かれつゝ、漸次形をなして行つたのである。奈良朝に至つて最後に編纂せられる際に特に明白な官撰的色彩を帶びさせられたとしても、それは物語の中核をまで變へてはゐない。この色彩を洗ひ落せばそこには明か

会ふのである。さうしてまたそのことにあつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

1645
二年用

に上代の國民的産物が、——單に貴族の生活のみならず、國民全體の生活を反映する物語が、——現はれ出るのである。

茲からこの時代の歴史は神代史上代史の背景として明白に知られなくてはならない。がまた逆に、この時代の文化を示すものは神代史上代史である。文化觀察の材料として、想像力の産物が官府の記錄よりも遙かに重大であることは、云ふをまたない。然らばこの書の目指す研究そのものがこの時代の解明として役立ち得る。こゝにはたゞ上代史概觀を完結するために簡單な觀察を下すに止めよう。

尤も神代史上代史はこの時代の文化をのみ示すのではない。それの成立が古く彌生式文化の時代に始まり、三四世紀の心的興奮に於て高潮し、五世紀の心的發達に養はれ、六世紀の心的成熟によつて完結したとすれば、それはまたこれらの時代全體の精神的特徴を描き出すこともまたこの書の目ざすところである。

更正については方針が一定して居らない。更正の根據とせられるのは、古事記の記せる干支及び天皇在位年數、法王帝說の記せる戊午佛敎渡來、支那の史書の倭に關する記載、朝鮮との外交關係、などであるが、そのいづれも斷片的であつて種々の解釋を容るゝ餘地がある。佛敎渡來の年の如きも戊子の讀み誤りと主張する人もあれば、また庚午の誤りと見る人もある。左に書紀、古事記、原勝郎氏更正、久米氏平子氏更正などを對照して見よう。これらの更正のいづれを取るとしても、雄略朝を中心とする時代に對して欽明朝を中心とする時代が對峙することは明かであらう。我々はそれを佛敎受容以前の文化の最後の相を示す時代と考へたい。

欽明前後の時代の記錄に著しく現はれた特徴は、大臣大連の執政と外交關係とである。大連大臣の重用は既に雄略朝に始まつてゐるらしいが、それによつて遺された政務執行の組織は、雄略天皇崩によつて明かにその形を見はして來た。天皇は屢〻皇嗣なく、皇位繼承のために遠國より皇族が探し出されるといふ事件が起つたが、既に貴族によつて固められた政治の組織はこの危機をも容易に切りぬけることが出來たのである。この際注目すべきことは、大連大臣の

会ふのである。さうしてまたそのことにあつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

	支那の記録	古事記	書紀	原氏書紀紀年考 久米氏古代史平子氏錯簡辨
辛酉（421）	永初二年倭贊上表（仁徳）			
乙丑（425）	元嘉二年倭贊上表（仁徳）		允恭一〇	仁徳二六 仁徳
丁卯（427）				
己巳（429）			允恭一四	仁徳三〇 仁徳
壬申（432）			允恭二一	仁徳三七（崩）
丁丑（437）				
癸未（443）	元嘉廿年倭済朝貢（允恭）		允恭三二（允恭）	二 允恭
辛卯（451）	元嘉廿八年倭済朝貢（允恭）		允恭四〇	允恭一〇 允恭
甲午（454）				
庚子（460）	大明四年倭世子興朝貢（雄略）		允恭一三	允恭
戊午（478）	昇明二年倭王武上表（雄略）		雄略四	允恭一九（安康元（経太子））
己巳（489）				
壬午（502）	天監元年倭王武上表（（顕宗在位八）（武烈在位八））		雄略二二	雄略一〇 雄略一六

類が専制的に事を行はずして、貴族間の合議により事を決したといふ調和的な気風の存在することである。大伴の金村は雄略朝以來の最高位の家に生れ、武烈朝に於ては天皇のために大臣平群を誅滅した人であるが、繼體天皇を擁立するに當り、物部、許勢、その他の臣連と合議せずしては何事も行はなかつた。たまたま百濟との外交に於て臣連の同意を得ない政策を決行したときには、大伴の大連百濟の賂をうくといふ流言が起つたために明らさまにその失策を指摘されれば、大連は責をひいて職を辭せざるを得ないのである。これらの政策は悉く詔勅に基いて行はれたに拘らず、政務運行の實際の責任が執政大連に歸せられ、諸臣もまたその政策を批評するといふことは、政務運行の實際の

	支那の記録	古事記	書紀	原氏書紀紀年考 久米氏古代史平子氏錯簡辨
辛亥（531）	（安閑）	繼體二五（崩）	繼體元	宣化崩欽明立
乙卯（535）				
戊午（538）	（佛教渡來？）	（宣化）	宣化三	繼體五 欽明五
戊子（538）	（佛教渡來？）	（欽明）	欽明二九	欽明一三 欽明三八
辛卯（571）		欽明崩（敏達より逆算）	欽明崩	欽明一六（翌々年崩） 欽明崩

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70　ガラス使用

動力が貴族間の全體意志にあつたことを語るのである。だから平群の大臣の如く專横の振舞あるものは、やがて他の貴族によつて打ち碎かれなくてはならない。この樣な政治狀態に於ては天皇の神聖な權威は常に政爭を超越する。武烈紀等に描かれたやうな專制君主は決して天皇の姿ではない。

任那問題はこの時代の記錄の殆んど全部を覆うてゐる。任那問題が困難となつたのは主として新羅の興隆によるのであつて、必ずしも金村の失策とは云へないと思ふが、しかし書紀の記事によれば、それは半島の形勢に暗い金村の外交的失策である。幾度かの征討軍も領土の割讓や回復に關する外交談判の紛糾によつてその力を振ふことが出來なかつた。さうして結局は日本の勢力の失墜となつた。

この問題の詳細な記述の內で最も我々の注意を引くのは、國民的意識の稀薄と混血の夥多とである。任那問題の發端として記された任那の四縣の割讓に於ても、その地の國守であつた穗積臣押山は、百濟人の利益の爲に代辯し百濟の臣の如くに振舞うてゐる。貿易の要路たる加羅

の河內直、阿賢移那斯、佐魯麻都等が計を新羅に通ずといふ事件（これが任那復建の最も大きい顯である。

それ任那は妄羅を以て兄となし、たゞその意に從ふ。安羅の人は日本府を以て天となし、ただその意に從ふ。今、的臣、吉備臣、河內直等、みな移那斯、麻都が指揮に從ふのみ。移那斯、麻都、これ小家の微者といへども、專ら日本府の政を擅にす。もし二人をして安羅に在り、多く奸佞を行はしめば、任那建ること難し。請ふこの二人を移してその本處に還さむ。佐魯麻都はこれ韓腹なりと云へども、位大連に居り、日本執事の間に交はり、榮班貴盛の列に入る。しかるに今反つて新羅の奈麻禮の冠を著く。卽ち身心他に歸附することと照し易し。

以上は百濟の上表として記されたところであるが、たとひそこに意外交的策略が藏せられてゐるとしても、とにかく日本府の官吏と大和朝廷との間に意志の疏通を缺いてゐた事實は、これによつて明かに示されてゐる。さうしてこれらの官吏は、混血兒であるものもなほ日本の貴

会ふのである。さうしてまたその事にあつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

族として日本にその「本處」を有してゐた。卽も彼らが日本政府によつて任命せられた者であ
ることは疑がない。然らばこれらの日本府の官吏は、日本の利益を代表すべき位置にありなが
ら、日本の利益を眼中に置いてゐないのである。この事實は當時朝鮮にあつた日本人の國民的
意識がいかに微弱であつたかを示してゐる。曾て國家統一の心的興奮が存した時代には、韓人に對する日
本人としての自覺（はもつと強かつた）が（都龍もしてゐたやうに見えるが、）既に國家が統一せられて數世紀の年月を經た
時代に於ては、日本人はもはや（はつきりしてゐた）對外的緊張を感じなかつた。その大勢に應じて在外の日本人も
超國民的な自由な心持を獲得したらしい。この現象は、私人的には、混血によつて激成せられ
たとも見られる。佐魯麻都は日本の官吏であつたが故に日本國民としての意識において（忠誠を尚ばと）云爲せ
られる、がしかし麻都と同じく日本人の血をうけた混血兒は、必ずしも日本の臣民であるとは
限らなかつた。紀の臣が韓の女によつて生んだ紀臣彌麻沙は百濟に仕へて奈率となり、百濟の
使として日本の官吏と折衝してゐる。その他物部の施德麻智卒、物部の連奈率用歌多、物部の
奈率歌非、許勢の奈率□□、なども、日本の氏姓を稱する百濟の臣であつて、日本との外交の

（從つて）

（がいかに稀薄であつたかを示してゐる。）

（はれてゐるのの毛野の臣が、二三年その地に留まつてゐた）

不思議はないであらう。當時混血兒の多かつたことは、六萬の兵をひきゐて任那に行つた近江
の毛野の臣が、二三年その地に留まつてゐた間に、「日本人と任那人と漸に兒息を以て諍訟しつ
つくるのが必ずしも貴族のみでなかつたとすれば、任那地方に於ける日本人の少なからぬ數が
紀臣彌麻沙や佐魯麻都などと同じ心持になつてゐたことも認めなくてはなるまい。
尤もこの混血は、人種的には重大なことではなささうである。當時の日本人と南朝鮮人とは
人種としてはかなり近く、殊に任那地方には古くより「倭人」と呼ばれるものが住んでゐたら
しい。重大なのは混血による風俗言語の混成であつて、そこに民族的區別を稀薄にする有力な
原因が存してゐる。
日本に於て朝鮮からの歸化人が重大な役目をつとめてゐた間に、朝鮮に於ても（また）多日本からの
歸化人が重大な役目をつとめてゐたことは、見のがしてはならない現象である。かういふ現象
の反映は上代の傳說の內にも少なからず認められると思ふ。

会ふのである。さうしてまたそのことにおつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

なほこの時代の注目すべき現象としては、屯倉の創設を擧げねばならぬ。これまでは子代名代の部民を置くことによつて皇族の領地を新しく開いたのであるが、この時代には主として貴族の領地たる既墾の土地を朝廷の直屬に變更するのである。その方法は、記錄によれば、罪を得たる貴族が罪を贖ふために領地を獻ずる場合が最も多く、また朝廷の意志によつて貴族が領地を獻上させられる場合もある。これらの屯倉の記事は繼體安閑宣化欽明の諸朝を通じて非常に多い。それもたゞ近畿地方のみのことではなく、關東より九州に亙つてあらゆる地方に行はれたのである。

この現象は國家の組織が單に政治的にのみならず經濟的にもまた整備して來たことを示すらしい。中央政府はこれによつて經濟的の實力を增した。さうしてその中央政府は、自ら領主として一定の土地人民を統率してゐる多くの貴族の組織的勢力を意味するのであつた。この形勢が推古時代以後に明かな形となつて現はれてくる。屯倉の增加は土地國有の可能性を自然に準

1645
二行目

会ふのである。さうしてまたそのことによつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

既に内に於て右の形勢が熟しつゝあつたからである。推古時代に理想が提示せられ、白鳳時代にそれが實現せられたところの「日本國の法制的完成」は、既に繼體欽明の時代に於て準備せられてゐたと見られなくてはならぬ。

かういふ狀勢の下に遂に佛教が傳へられてくるのであるが、それが百濟から傳へられたといふ理由によつて百濟を一概に先進國と考へるのは、誤解だと思はれる。國家統一の事業の如きは、日本が三韓に先立つてゐる。支那文化を咀嚼する能力に於ても、日本は三韓よりも優れてゐた。たゞその地理的相違から、文化傳達の通路に於て先後の關係を生じ、文化傳達の時に於て數十年の前後を、違り出したに過ぎぬ。

佛教傳來についても同樣である。この時代の支那の影響が前代に比を見ない力強さを以て朝鮮と日本に及んで來たことは、朝鮮や日本それらの諸國の文化がこの頃に漸く深さを增して來たといふ事情にもよるであらうが、主としては支那そのものの質的變化に基くらしい。南方に餘端を保つた漢人の文化は、海東の諸國と古くから交通があつたに拘らず、さほど著しい影響を與へることが

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

出來なかつた。しかも民族の混融によつて新しく興された北方異民族の文化は、その若々しい活氣を以て海東の若い國民の心に喰ひ入つて來る。その文化は古い漢人の文化を新しい血によつて生かせた意味に於て、確かに新生の文化である。そこには西域の文化が、印度の文化が、異樣な新鮮さを以て融け込んでゐる。高勾麗に佛教を傳へたと稱せられる前秦の符堅は西域を平定し鳩摩羅什を招聘した氏族の王である。符堅の治世は短かかつたが、やがて起つた拓拔の北魏にも高勾麗古墳に殘存する驚異すべき壁畫は、漢式の影響をうけた。高勾麗は少なからぬ影響をうけたのである。百濟に佛教を傳へ線と西域式の彩色とを以て、この時代の末の異樣な心的緊張を語つてゐる。百濟に佛教を傳へたと稱せられる摩羅難陀も西域の僧であつて、民族混亂の北支那を通つて來た。その後一世紀の間に百濟が最も多く影響をうけたのは、遺物によつて明かな如く、北魏の文化であつた。さうしてこの北魏の文化が、若々しい活氣を以て漢文化の改鑄を敢行し始めたのは、五世紀の後半即ち我國の雄略朝に當る時代であつた。特にその孝文帝が漢文化の大膽な復興を試みたのは五

寧寺大塔に至つては、空想によつて再建するさへも容易でない。太后はまた宋雲慧生等によつてガンダーラの文化をも輸入した。これらの事件が我繼體朝に起つたのである。だから三韓に於ても、佛教渡來は四世紀末のこととして傳へられるにせよ、その佛教の興隆は北魏の形勢をうけた六世紀前半のことであらう。少くとも古韓彫刻の遺物はこの事實を語つてゐるのである。從つて欽明朝に於ける戊午の年（538）の佛教渡來も、北魏文化の影響をうける意味に於て、百濟よりさほど遲れてゐるわけではない。たゞ地理的關係の故に百濟を經て日本に渡來したといふまでである。

繼體朝に於ける五經博士段楊爾及び漢の高安茂の渡來も、畢竟百濟を通じて來た北魏の影響を示すのであつて、百濟の影響と見るべきではなからう。これらの支那の學者は五世紀末より六世紀初頭に亙る孝文帝宣武帝の漢學奬勵の産物に相違ない。百濟が段楊爾を獻じた後に、高安茂を以てこれに代へむことを請うたといふやうなことは、百濟自身がいかにこの種の學者を

会ふのである。さうしてまたそのことにおつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

1
L
16455
二年用

珍重してゐたかを示すのである。卽ちそれは百濟に於ても寶物であつたが、日本より任那の四縣の地を貰つたお禮として、それ〳〵の土地に匹敵する價値あるものとして、日本に寄越したのであらう。欽明朝に於ける釋迦佛金銅像、經論等の獻上も、醫博士、易博士、七曆博士等の百濟よりの交代勤番も、新羅の勢力に壓迫せられた百濟が、日本より援助を得ようための重大な意味を含んでゐるのである。云はゞ武と文の貿易である。

十五年春正月……內の臣勅を奉じて答報して曰、卽ち助軍數一千、馬一百疋、船四十隻を遣らしめむ。二月。百濟、下部扞率將軍三貴、上部奈率物部の烏等を遣して救兵を乞ふ。仍て德率東城子莫古を貢り、前の番奈率東城子言に代ふ。五經博士王柳貴を固德馬丁安に代へ、僧曇惠等九人を僧道深等七人に代ふ。別に勅を奉じて、易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、醫博士奈卒王有㥄陀、採藥師施德潘量豐、固德丁有陀、樂人施德三斤、季德己麻次、季德進奴、對德進陀を貢づる。

熟を見てゐた事になる。日本はこの種の表現の知識を熱望してゐたために、軍衆と武器との價に於て、これらの學者や僧侶を借り出したのである。

かくて日本人の受けた影響は何であつたか。文字の術にその徴證を求むるならば、書紀の記述の繼體朝以後に於ける著しい變化を指摘しなくてはなるまい。これによつて日本人は、（もしくは日本に歸化した秦漢人は、）この頃から豐富な記錄を殘し始めたと認められるのである。またもし知力開明の程度にその徴證を求むるならば、この時代に至つて探湯、誓の如き在來の信仰形式の破れ始めたことが指摘せられなくてはなるまい。人は熱湯に手を入れることによつて混血兒の親を確かめることの出來ないのを悟つた。僞を云はない者の手も、熱湯には燒かれる。無實の罪によつて責められる者にも、誓がその罪を證することがある。天文や醫術の知識の輸入はこの風潮の力強い刺戟となつたのであらう。

かういふ大勢の內に佛敎は、幾度かの試練を受けつゝも、根强くはびこつて行つた。そこに開け始める新しい生活は、佛敎渡來後の文化の發端として觀察せらるべきものである。がこの

新らしい時代

会ふのである。さうしてまたそのことによつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

新しい生活の開始と時を同うして、古い生活の美しい果實もまた成熟し切つた。その果實を我
我は後章に於て靜かに味はうとするのである。

第二章　漢文化の日本化過程

一　漢文化の運搬者としての歸化人の痕跡

奈良朝に於ては歸化人はもう完全に日本人になり切つてゐる。歸化人としての唯一の痕跡は、新撰姓氏錄によれば、固有の日本人が「天御中主命の後也」「神武皇子の後より出づ」などと稱するに對して、「秦始皇帝の後也」「百濟國都慕王の後也」などと稱する點のみである。始皇帝も都慕王も天御中主命と同じ意味のものであつて、「萬方庶民、陳三高貴枝葉一」の一種に過ぎない。がまた、「三韓蕃賓稱二日本之神胤一、時移人易、罕三知而言一」であつたとすれば、さうしてそれが爭の種となり氏族の操縦を促す理由の一部をなしたとすれば、右の「唯一の痕跡」さへもあまり明確なものであつたとは云へない。混血によつたか或は自然の適應によつたかは

会のである。さうしてまたそのことにおつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

別問題として、とにかく彼らは言語風俗ともに固有日本人と區別し難いものになつてゐたのである。從つて彼らは官吏としても武人としても固有日本人に變らず重用せられる。才幹に從つて國守となり將軍となり、或は高位高官に敍せられて國政の樞機に參與することも出來た。かういふ狀態に達すればもはや民族の差別は問題でない。

にも拘らず、彼らはなほ系譜上外國人であつたことを標榜してゐるのである。新撰姓氏錄は不幸にして京都畿內在住の貴族をしか記載してゐないが、それによると、平安京奠都後間もない時代に於ては、皇別と稱する貴族三五七、神別と稱する貴族四四九に對して、三七四の多數な貴族が外國人の後裔であることを標榜してゐた。たとひその系譜の大部分が出鱈目に過ぎないにしても、とにかく彼らの間に「祖先は歸化人であつた」といふ主張が存してゐたことは疑ひのない事實である。

然らばこれらの歸化人は主としてどの時代に移住したのであるか。

姓氏錄によると、畿內の知きは全然數の四割近が歸化族である。さうしてその歸化族の內の三

姓氏錄の歸化姓全部を通覽しても、その半數は漢種であつて、京都在住の少數な隋唐人の子孫を除くほかは、すべて同じく秦漢魏等の名族の出であり、また同じく半傳說的時代の移住に基いてゐる。

漢種以外の歸化姓の內三分の二は百濟種であるが、その多くも百濟名族の後と稱するのみで移住の年代を明かにしない。百濟人の移住には比較的新しいものが多く、殊に天智紀には百濟滅亡の際の大擧移住を傳へ、「百濟百姓男女四百餘人を近江國神前郡に居く」とか、「百濟男女二千餘人を東國に居らしむ」とかと記してゐるが、畿內在住の百濟人はさういふ新しいものではないらしい。

その他の高麗人新羅人任那人などの內には、欽明朝に衆を率ゐて投化したことなどを明かに語るものもあるが、多くは傳說的な祖先を擧げてゐるに過ぎない。

これらの事實によつて推測すると、京畿在住の歸化族は大體に於て半傳說的の時代に移住し

会ふのである。さうしてまたそのことにおつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

たものである。比較的新しい移住民は、僧尼才伎の如き特殊の者のほかは、多く畿内以外の遠國に居住したものらしい。がその遠國にも既に古くからの歸化人が散在してゐなかつたとは云へない。遠國に居住する古い歸化族が表を上つて爵位を乞ふといふ事件は奈良朝の記錄にしばしば現はれるところである。推測の歩を一歩進めて云へば、奈良朝に於ける歸化人の多さは全國に亙つて京畿と同樣であつたかも知れぬ。たゞ京畿のものが最も古く、從つて最もよく同化してゐたと見らるべきであらう。

推古時代より藤原京時代へかけて漢人が政治上に活躍したことは明かな事實である。壬申の亂に天武天皇方に加はつた漢人の如きは夥しい數に上つてゐる。もしこの時代の文化が飛鳥地方と離し難いものであるならば、飛鳥檜前地方に蔓延して全住民の八九割を占めてゐたといふ漢人の諸氏族は見遁し難い意義を持つことにならう。が彼らの意義はそれだけに留まらない。彼らが既に傳說の時代よりこれらの土地に住み、言語風俗に至るまで日本人と同一に化したといふことは、幾度も記かに亙る民族の混融を、經つてきた日本人の歷史を、語るのである。奈良

象に他ならなかつた。

混融の結果は奈良朝末の狀態によつて明かである。こゝにはその混融の徑路を明かにしなくてはならぬ。

二　漢人移住の傳說

日本に於ける最古の文書が歸化人によつて書かれたことは疑がないであらう。宋書に記された倭王武の上表文がもし歸化人の書いたものであるならば、雄略朝に於ては彼らの間に立派な文章家が存したことを認めねばならぬ。しかし彼らの或者が文章を綴り得るのはこの時に始まつたことではなく、既にこの國土に移住する以前からのことに相違ない。日本人は彼らから文字を教はり、それを政治上の事務のために實用的な符徴として使用し始めた。その意味で諸國に書記官を置いたのは、履仲天皇の時であつた。しかし文字を教へた歸化人にとつてはもはや

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

文字は單なる符徴ではなくして思想表現の手段である。歸化人の或者が記錄の目的を以て或事件或傳說を書き殘して置いたことも恐らくはあつたであらう。雄略紀及びそれ以前の記事にかういふ記錄の含まれてゐるらしいことは何人も氣附くところである。

歸化人の記錄が古くから存したとすれば、彼らの渡來に關する記事もまた古い根據を持つものと見られねばならぬ。

秦氏、漢氏、百濟の阿直岐、王仁等の歸化は、應神紀十四年より二十年の間に、まとめて記されてゐる。秦氏については十四年の條に、

弓月の君百濟より來り奏して曰く、臣おのが國の人夫百二十縣をひきゐて歸化せんとす。然れども新羅人の拒によつて、皆加羅の國に留れりと。ここに葛城襲津彦を遣して、弓月の人夫を加羅に召す。然れども三年を經るまで襲津彦來らず。

十六年の條に、

八月、平群の木菟の宿禰、的の戸田の宿禰を加羅に遣はす。仍て、精兵を授けて詔して曰

驚いてその罪に服しぬ。乃ち弓月の人夫をひきゐて襲津彦と共に來れり。

然るにこの襲津彦は、書紀の記すところによれば、八十年前の神功紀五年にも新羅討伐に向つた。

乃ち新羅に至り、韓鞬津に次いで草羅城を拔いて還る。この時の俘人等は、今の桑原、佐糜、高宮、忍海、すべて四邑の漢人らの始祖なり。

新羅を討つて漢人を俘とするのは神功紀に於ては少し變であるが、弓月の君の傳說と結びつければ當然のことになる。更にこの襲津彦は、神功紀六十二年にも新羅を討つたと記されてゐる。さうしてそこに引いた百濟記によると、壬午の年（382）に「沙至比跪」といふ武將が新羅征討に向ひ、新羅に美女を賂はれて反つて加羅を討つた。加羅國王の妹がそれを大倭に訴へたので、天皇は大に怒（朝）られ、「木羅斤資」を遣して加羅を復興（せしめ）られた。Sotuhiko が Sotuhiko であることは書紀の記者の比定した通りであらうから、襲津彦の活動が三八二年頃であつたことは、疑がない。またこの百濟記の記事には、「三年を經るまで襲津彦來らず、卽ち木菟宿禰を

二　漢人移住の傳說

会ふのである。さうしてまたそのことにあつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

遣した」といふ應神紀の記事と筋書に於て類似したところがある。なほ襲津彦は、弓月君渡來より六十六年後の仁德紀四十一年の條にも現はれて來る。神功紀五年の新羅出征の時から數へると百四十六年目である。このやうにしば〳〵繰り返されてゐるところを見ると、「襲津彦といふ武將が四世紀末の或時期に漢人の移住に努力した」といふ傳承はかなり根づよいものと認めねばならぬ。

當時は百濟新羅高勾麗のいづれも國家を統一して間のない頃である。殊に高勾麗と百濟との接衝によつて、昔の帶方の地は戰亂の巷になりかゝつてゐた。前漢以來數百年その地に平和を樂しんでゐた漢人の或者が、蠻族の跋扈する本國へも歸れず、自然に東方に遷移して日本に渡來しようとしたのは、極めて當然の勢である。

弓月の人夫が百二十縣であつたといふことも秦人の戸數七千五十三戸といふ欽明紀の記事から推して確かであるらしい。百二十の部落の移動は、日本軍の朝鮮出征と同じく、當時の大事件であつたに相違ない。試みにその有樣を想像して見ると、先づ渡海を適ふために、數百艘の

わけに行かない。かくして男らは米やその他の食料品或は携帶の衣類包を負ひ、女らは鍋釜を携へ、或は乳呑兒を抱き小さい子供の手をひいて、ぞろ〳〵と船へ乘りこんで來る。幾十家族が小さい船の中に雜然として群がる。食事時にもなれば炊事の烟は濛々として立ち上り、子供らは泣き叫び、母親らはのゝしりさわぐ。さういふ船が幾十か、或は幾百か、海を覆うて押し寄せてくるのである。陸に上ればまた彼らは各々の荷物を負ひ各々の子供を携へ、參々伍々に群れ立つて、ぞろ〳〵と繰り出して行く。夜になれば恐らく森林のなかに急造の小屋を造つて、炊事道具を並べ、衣類をひろげ、一夜の團欒を樂しむのであらう。一つの部落は一つの森に、他の部落は他の森に。かくして百二十の部落は、徐々として大地を這つて行くのである。

大舉移住の傳說にはなほ阿知使主（あちのおみ）の十七部落の渡來がある。これらも皆帶方の漢人であつて恐らく同じ理由から同じ時代に渡來したものであらう。この氏族の後裔と稱する坂上の苅田麿（田村麿の父）が一族の陞爵を願ひ出た上表文によると、彼らの祖阿智王は後漢靈帝の曾孫であつて、後漢が亡び魏が興つた時に、神牛の敎によつて帶方に移住し、宮城の如き形の寶帶瑞

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

を得てそこに國邑を建てその人庶を保育した。がまた覆滅の恐れがあつたので、女弟迂興徳及び七姓氏を携へて東方聖主の國に歸化するに至つた。應神朝のことである。その時阿智王が奏していふには、――臣舊居帶方にあり。人民男女皆才藝を有す。此頃百濟高麗の間に寓して去就を知らず。願くば使を遣して召し給はむことを。――乃ち八腹氏が遣はされ、阿智王の人民男女は悉く隨つて渡來した。（續日本紀、延暦四年六月）。明かにこの上表は陞爵を願ふために祖先の王族を云ひ立てたものである。漢末の國亂に際して彼らが帶方に移住したことは事實であるとしても、その後高勾麗の勃興に至るまでには一世紀の平和な年月があり、百濟高勾麗の衝突が起るまでには更に一世紀近い月日を經なくてはならぬ。魏初に漢土を離れた阿智王が百七八十年後の兵爭の際に日本に來られる筈はない。確かにこの上表文は魏の時代を神功紀にあてはめた書紀の記載によつて捏造されたものである。が漢より帶方へ移住したと云ひ、神牛の教によつたと云ひ、或は武内の一族の武力保護によつて日本へ歸化することが出來たといふ類の傳說は、書紀から直ちに生れたとは思へない。武力保護の點だけは弓月の君の記事から推想され

この他にも集團的移住があつたことは、俘人を連れて來た話などで大體察せられる。民族移住は當時の世界的大勢であつた。人々は流行の心理に支配せられて、移住そのものに或心的牽引を感じてゐたかも知れない。

更に個人的な移住に至つては、宮廷に關する傳說のみでもその數が少くない。應神朝に百濟から貢したものは、縫女二人、馬飼の阿直岐、博士王仁、七人の侍女をつれた王妹斯齊都媛、等である。王仁が書首の始祖、阿直岐が阿直岐史の始祖として記されてゐるところから推測すると、書紀の記事はこれらの學者の家傳によつたに相違ない。なほ宮廷の事以外に個々の貴族が、特に朝鮮に往來した武將や官吏が、同じ意味で百濟人などを連れて來るといふことも恐らくはあつたであらう。宮廷に於て尊重せられるものは個々の貴族にとつてもまた價値の高いものに相違ないからである。

個人的移住に關聯して、韓人との雜婚も考へられねばならぬ。王妹と七人の侍女、二人の縫女、それらが多く日本人と婚したことは云ふまでもない。襲津彦は新羅の美女をうけた。襲津

L
1645
一行目

会小のである。さうしてまたその事にあつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

彦を討ちに（或は救ひに）行つた木羅斤資は、同じく新羅の女を娶つて木滿致を生んだ。木滿致は任那に勢威をふるひ、百濟の王母と通じた。これらの代表的な例は、當時朝鮮に往來した數多い軍卒の間の雜婚の流行を暗示するものであらう。

應神朝に「吳」の縫工女を求めしめた話は、津田氏によると、雄略朝のそれと同じ事件を意味するらしい。また應神朝以前の天日槍の來朝は、純然たる物語であつて、そこから史實を透見するのは難かしい。日槍の系統に常世の國へ使した田道間守があり、神功皇后もその血統となつてゐるが、これらの傳說は、歷史的に證明の出來るものではない。田道間守を皐彌呼女王の臣難升米に比定する說は、これらの傳說の情緒（流）を探究する上に、（暗示する所）が多い。日槍の傳說もまた古い移住の話の轉化したもので、それが新羅の王子とされたのは新羅征討以後のことであるとしても、移住の事實はもつと古くにあつたかも知れない。また日槍來朝の由來話に現はれた「女と日光と玉」の話がそのまゝ高句麗祖先の傳說に存してゐるのを見ると、日槍の傳說は、百濟人の持つて來た「女と玉」の話部、或は他の類話と

（應神朝以後の）

にして歸つた（姫）がある。この頃にはまだ襲津彦が百七十歲以上の年齡で生きて居り、襲津彦の娘が仁德后として履仲天皇を生み奉つた（ほどである）から、この「四邑の人民」も百五十年前の「四邑の民の始祖たる俘人」と同じやうなものであるかも知れない。この時代の百五十年はまづまづ同一時代と認めていゝ（であらう）。その後雄略朝に至るまでは集團的移住の記事は見えない。雄略朝に至つて百濟の才伎を徵發する話があるが、これはやゝ多數であつたらしく、「大島の中に集へ聚める」とか、「病み死するもの多し」とか、その殘餘を「上桃原、下桃原、眞神原の三所に遷し居らしむ」とかと記されてゐる。

個人的移住については、允恭紀に新羅の醫者を召す話があり、雄略紀に百濟の慕尼夫人の女「適稽女郎」や、吳の才伎「漢織、吳織」、衣縫「兄媛弟媛」などを召す話がある。漢織、吳織、衣縫等は、後の飛鳥の衣縫部、伊勢の衣縫等の祖先とせられてゐるので（ところをみると）、彼等は雜婚によつて榮えたものであらう。なほ韓土との交通が引續いて行はれてゐたことを考へると、

二　漢人移住の傳說

会小のである。さうしてまたその事によつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

記錄には殘らないまでも、多くの個人的移住はあつたに相違ない。

漢人及び韓人の移住の傳說は大體以上の通りである。我々はそれが單なる傳說に過ぎぬとは考へることが出來ぬのである。

三　氏姓制度

然らばこれらの歸化人は日本人の生活にいかに關係したであらうか。

奈良朝に於ては「姓」は爵位を意味してゐる。しかし古代に於ては、それは單なる爵位ではなくして、「氏の名」をも意味したのである。「うづまさ」といふ姓を給ふ、「小子部の連」といふ姓を給ふ、といふ如き例に於ては氏と姓の區別は見出せない。この姓と氏が氏姓制度の發達に伴つて嚴次明確な區別を得たのであるとすれば、その區別の確立は秦漢人の渡來よりも後

なつた。かゝる團體は、曾ては民族學にいふところの『氏族』或は『部族』であつたかも知れぬが、氏姓制度の關する限りに於ては、それは國家的な組織の內部に於ける地方的集團であつて、國家統一が進むにつれその團體としての自覺を高めて來たものなのである。

元來この種の地方的集團は、舊來の統率者をその核として緊密に團結してゐた。彼らは同一の土地に住み共同の生活を續けた永い年月の歷史によつて、共同の祖先を有すると信ずるやう的に心情の事實として親しみを感ずるからである。彼らの統率者たる國造も、單に人民から租稅をとるばかりではなく、外に向つて人民の利益を代表する。國造が地名によつて呼ばれるのは、たゞその土地に居住するといふ意味ではなくして、その土地の人民全體の統率者たることを意味するのである。

がこれらの古い團體に對して、四世紀前半に全國を統一した勢力が、無數の新しい團體を創

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

1
1647
一行目
151～200

造した。「部」「伴」によつて現はされる人民の團結がそれである。「伴」といふ言葉によつて明かな如く、それは友情的團結であつて血族的團結ではない。その後の共同生活や結婚關係によつて結局「共同の祖先」を有すると信ずるに至つたとしても、最初は全國統一の功業に參與した人々の新しく造つた團體であらう。同一職業或は同一職務を有する人々の團結、例へば中臣部、忌部、土部の如きは、全國的統一が實現せられた後の大きい社會組織に於ける「分業」の開始を語るものであつて、それ以前の社會には未だ存しなかつたらしい。また子代の民、名代の民の類は、明かに全國統一の英雄が、その名のため、或はその勢力のために、新しく創設した團體である。更に歸化人や俘虜を以て組成した「部」が、四世紀末以後に屬することは云ふまでもない。「むら」（村）といふ語さへも韓語だといはれてゐる。韓土の地名に附せられた牟羅から來たと見るのである。これには反對説もあるが、とにかくこの言葉が日韓共通であつたことは疑がない。

團體意識に對して、知識的（全援助）團體意識を與へたといふ樣なことも、想像されなくはない。殊に秦漢民移住に伴つて盛んに起つた池溝の開鑿や荒地開墾の事業は、民衆の共同作業を刺戟し、或は新しき村を出現させることによつて、民衆の團體的生活に著しい影響を與へたであらう。例へば一村の人民が活氣立つた數ケ月の勞働によつて一つの大きい池を掘る。そこに滿々たる水が湛えられる。その水の與へる幸福も憂慮も村人の心に於ては一つである。池は共同の心の表徴とならざるを得ない。或はまた新村の經營が新しく燒き拂はれた郊原に行はれる。村主の家や守護神の祠が中心となつてその周圍に村民の人家が並ぶ。彼らの心はこの經營に於て結びついてゐる。天災があれば神に祈る心に於て彼らは一つになる。收穫があれば神に感謝する心に於てもまた彼らは一つである。かくして守護神は團體の祖先神となり、村民はその神から出たものとして共同の祖先を信ずる（やうになるのである）。かういふ心的變遷の時代に、新來の歸化人が同じく開墾事業を營み、同じく新しい村を建設する。檜前の村の如く大和の最も古い土地に

三　氏姓制度

会ふのである。さうしてまたそのことにおつて我々の生は支へられてゐるのである。さう
157
151

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

1
1647
二冊

さへも歸化人の村は現はれてゐる。その場合歸化人の知識が、彼らの村落生活により、具體的に新らしい例證となつて日本人の前に現はれ、日本人に強い影響を與へたといふことは、當然起らなくてはならない現象である。

固有の地域的團體としての村々、新らしく創設せられた部の民、歸化人によつて經營せられる新らしい村、――これらの種々の團體が歸化人の刺戟を受け新興の活氣を以て發達して行く間に、その團體の統率者も亦政府に於ける位置を確保しなくてはならぬ。そこに氏姓制度の形成される所以が存するのである。彼らはその土地の名により、或は職業職務により、或はその統率する部の名によつて、各々その個人的な名の上に被せもう一つの「名」を持つてゐる。この名にはトーテムを思はせる痕跡は全然ない。物部、忌部の如きは、職業的團體を意味する言葉であり、物部の連はこの團體の統率者を敬稱によつて呼んだものである。葛城、蘇我等は地名であつて、その土地の地域的團體を指し示してゐる。これらの「名」は配下の人民の團結

類がある。これらの敬稱は、白鳥庫吉氏によると、皆純粹の日本語であつて、その意義の間に尊卑の差があるわけのものではない。「おみ」omi は漢字「臣」に當るものではなくして、「みみ」mimi「もり」mori「いみ」imi などと共に尊貴高上を意味する ma といふ言葉の發達したものである。「むらじ」muraji も亦それと同樣であつて、「連」の字をあてたのは歸化人の仕事に過ぎぬ。「おふと」oputo opito は秀出を意味する「ほ」po が轉化して接頭語と結びついたものであつて、太 puto 人 pito と相通ずる。「首」字はこの敬稱が首長たる統率者に用ゐられる故の意譯に過ぎぬ。「主」nusi は「いなぎ」inagi と共に高上を意義する na, ne, ni などの開展した形であつて、ne が價値を意味し ani, ane 等が敬稱であると同じく統率者に對する敬稱語に外ならない。

上代の敬稱の考察が是認せらるべきものであるならば、これらの敬稱語の間に高下の差別がついたことは、その語自身の性質によるのではなく、各々の敬稱を常用した團體統率者の政治的地位によると見なくてはならない。即ち五世紀以後に於て臣連の敬稱を以て呼ばれた統率者が優勢であつた故に臣連は高貴な姓を意味し、縣主稻置等の敬稱は權力の少

会ふのである。さうしてまたその事によつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

ない統率者に多く用ゐられた故に、氏姓を意味するに至つたと解するのである。かくして單なる「名」と「敬稱」とがそれ〴〵の團體及びその統率者の地位を現はす特殊の語に進化した經路は、氏姓制度が組織として成立して行つた經路と平行的に説明せられるであらう。

かういふ變遷が實際行はれてゐた時代に、歸化人が「氏」「姓」の如き言葉或は概念を傳へ、さうしてそれが現實の團體にいかに適用せられるかを示した。そこで本來は支那の氏姓と異つたものであつた我國の名や敬稱が、何時ともなくそれに結びつくに至つたと考へられる。

その著しい證據は言葉である。「うぢ」といふ言葉は「氏」といふ漢字の朝鮮音に接頭語「う」を加へたものと云はれてゐる。また「かばね」といふ言葉は新羅に於て kyoröi（族の義）の音を現はすために用ゐられた「骨」といふ字を、そのまゝ日本語でかばねと讀んだものと云はれてゐる。（宮崎道三郎氏説）。然らば「氏」「姓」は共に朝鮮傳來の言葉である。がかゝることは單に「氏姓」の二語に留まらない。「臣」は大、貴等を意味する韓語 ŏn より出で、「連」の連字は（士長）を現はすために用ゐられたものをそのまゝ借用した。否、これらの言葉

「かばね」 kabane はなるほど骨である。然しこの言葉は「株」 kabu などと同じく「根本」を意味するものであつて、「かみ」 kami と語源を同じうしてゐる。畏なる「かばね」に轉化するのは、幹莖を意味する「から」 kara が宗族を意味する「うから」 ukara に轉化するの類に過ぎない。國語に於ては通有のことである。また「おみ」が韓語 ŏm と關係のあることも疑がない。しかし語源として見れば ŏm は卽ち日本語の ma. である。同一系統に屬する言語が語源を等しうするのは不思議でない。たゞ ŏm が韓國に於て開展して種々の韓語となり、ma が日本に於て開展して種々の日本語となつてゐる以上、ŏm と omi との相違は韓語と日本語とが各々獨立した言語となつて相違してゐるのに等しい。既に古い時代に ŏm が ma と別れ、その ma からして omi が生じた。ŏm を直ちに omi と關聯させるのは正當でない。（白鳥庫吉氏説）

が語源はいづれであるにしても、「うぢ」や「かばね」はもと團體の「名」であつて「氏姓」ではなかつた。その「名」が血統的な意義を獲得して「氏姓」となつたのは漢人渡來後の事件

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

である。當時の社會にはこの變遷を生むべき實際の事情があつた。そこへ漢人が姓氏といふ如き言葉と概念とを傳へた。實際に起りつゝあつた變化はこの言葉と思想とによつて明瞭な形をとゝのへられ得た。しかし氏も姓も最初は著しい區別のあるものでない。共に血統を示す名である。たゞ姓は天皇より賜はるといふやうな意味で氏よりも多く公式の意味を持つた。この點が在來の敬稱と結びつき、敬稱の差別的意義が生ずるに從つて、血統よりもむしろ家格を示す語に轉ずる。かくして姓は漢字「姓」の意義から離れて純粹に爵位の如きものに變化して行つたのである。この變化は歸化人が「姓」の概念を傳へた後に起つた。各氏族間の階級的組織も、血族國家の思想も、その根柢としては血族的團結の意識が必要である。さうしてその意識の發達或は具體化に力強い助力を與へたものは、「氏」「姓」といふ如き言葉と概念を傳へた歸化人でなくてはならぬ。

以上の觀察を要約すれば、「かばね」制度が韓國よりの輸入であるとの斷言は當を得ないが、とにかく氏姓制度や血族國家の思想がその發達の初期に於て著しく歸化人の刺戟を受

四　漢字の習得

日本人が漢字に接したのは古く彌生式文化の時代のことである。模造鏡がその事實を明かに示してゐる。西紀三世紀に日本人が漢字を使用してゐたことも、魏志の記錄によつて推測せられる。然し漢字を日本化したのは、朝鮮との交渉以後のことに屬するらしい。文字に對するこのやうな態度の變化は、知力に對する態度の變化を示唆する。然るに丁度その問題に答へるかの如くに、全國統一の事業を背景とするらしい諸傳說には、「知力の尊重」が著しく現はれてゐる。日本武尊の武勇譚は、「女裝」と云ひ「木刀のすり換へ」と云ひ「草薙ぎ」と云ひ、すべて狡智と機智の物語である。英雄武內宿禰は恰も天の安の河原に於ける思金の神の如く、或はトロヤに於けるオデッセウスの如く、武力の英雄であるよりもむしろ知力の英雄であるらしい。この種の知力の尊重は、これらの傳說が形造られつゝある時代に、いかに智慧が珍らしくまた驚

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

異すべきものであつたかを示してゐる。奸計も、詐欺も、優秀な知力を現はす意味に於ては、讃美すべきものであつた。虚僞を卑屈として斥けるやうな心持は、旺盛な知力讃美の心持に覆ひ隠されてゐたのである。ところでこれらの諸傳説は、その強度の説話化から推測すると、統一の事業や半島出征の事件からかなり年月を經た後の時代に形成されたに相違ない。即ち秦漢人渡來後のことと考へられるのである。從つて漢字渡來に關する傳説には、幾分かの眞實が含まれてゐるであらう。

「漢字」の習得は、第一に「話される言葉」から「書かれた言葉」への推移を意味する。第二にそれは單なる書寫の發明ではなくして既に千年の文化背景を持つ象形文字の飜譯である。寫音文字を輸入して固有の言語を寫すのみならば、その影響はまだ輕い。が既に複雑な内容を持つた象形文字を或日本語にあてはめるといふことは同時にその日本語にこれまでなかつた内容を賦與するといふことになる。その影響は思想内容に深く立入らざるを得ない。

第一の場合に就ては、日本人が實用的目的のために漢字漢文を用ゐたといふことと、漢字を

よつて現はされる言葉が「字」によつて現はされる言葉となることである。不斷に流動する生命と相應じて自由に環境に適應し得る言葉が、話される「人」から離れて、一つの不思議な獨立したものになる。響によつて活きた言葉が沈默し凝固しつゝしかも或働きを有する別種の存在に變ずるのである。最初は恐らく國名地名人名の如きが主として書かれたのであらうが、これらの名も、書かれることによつて固定の觀を強めたに相違ない。氏姓の固定の如きはそれに關係があるであらう。國名が何らか直觀的の意味を持つ「言葉」であつたに拘らず、漢字のあて字によつて固定されるに從ひ、純粹に不動の「名」となり切つた如きも、こゝに原因を持つてゐるであらう。更に時代が進んで或傳説や或歌謡が書きつけられることになると、そこには話される言葉によつて傳へられたものを永續的な不變の形に結晶させようとする要求が見られる。不斷に流動する直觀の世界の上に一つの變らざる「考へ出された世界」を築かうとする企てが起つたのである。だから我國の上代に於ては文字使用の發達と傳説の發達とは平行して進んでゐるのである。

155

会ふのである。さうしてまたそのことにおつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

157

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70

ガラス使用

が第二の意味の文字の刺戟は結果に於て更に重大である。「やま」といふ言葉を「邪馬」と寫さずに「山」と書き、「かは」といふ言葉を「珂波」と寫さずに「河」と書く爲には、既に視覺形象としての漢字と日本語との結合がなくてはならぬ。この結合は世界に稀れな漢字の性質に基くものであり、從つてこの結合も世界に稀れな文化現象である。山といふ文字そのものはサンといふ言葉もヤマといふ言葉も、或は mount といふ言葉をも、自由に現はし得る視覺形象なのであつて、漢語に固着したものではない。漢字のこの性質を鋭敏に捕へ、それを自國語の表現に用ゐ始めたのが日本人なのである。かゝることは他のいかなる國にも起らなかつた。然しそれも直觀的な物象に限られる間は大したことではない。更に進んで抽象的な言葉を飜譯することになると、日本語の直觀的傾向と漢字に表現された漢語の抽象的性質との間に、が、否應なしに交叉しなくてはならぬ。例へば「かみ」といふ言葉である。それが「上」「髪」「狼」などによつて現はされる場合には、問題はない。が同じ語でありながらも「かみ」なる言葉には驚歎長敬の念を現はす敬稱としての意味内容がある。それにあてはめるために「神」

の方へ連絡するに反して、「神」は超人的な力やものの方へ連絡する。敬稱である「かみ」には本來「超人的なもの」を意味する傾向はないが、既に漢語の「神」と結びつき、さうして上代信仰の對象たる畏敬すべき神聖なものの敬稱として常用せられる以上は、そこに漢語「神」の有する超人的な意味が直接に滲透して行かずにはゐない。かくして「かみ」は屢〻「神」に近づいて行く。そこには「神」性漢人の意味するまゝの「神」に落ちつく筈はないが、しかし直觀的な日本人も漢人の意味するよりも遙かに具象的な「かみ」の概念は不可能にはなつて來る。ここに於てか神代卷の「神」は「かみ」に變化する。それがこの後同じ例は「あま」「あめ」を「天」に、「あま」といふ言葉に廣大或は高大の原義があることは、それが「海」であると同時に「天」であることによつて明かであるが、それと關聯して尊崇或は歎美の意味を含んでゐることも「天の日槍」といふ如き人名の例に於て明かである。ところでこの言葉が漢語「天」に結びついたとなると、そこには單なる蒼空或は歎美の意義以上に、宇宙萬物を支配する力といふ如き抽象的な意義が加は

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

つてくる。それが日本人の直觀的な心に生かされると、高天原といふお如き超人間的な世界の空想は變じて行くのである。美稱として人名地名に附加せられた「あま」「かむ」も今や超人的意義の指標となる。天香山（あめのかぐやま）とは天上の國土に存する香山であり天の若日子（わかひこ）とは天上の國土に生れた超人若日子である。

なほまた「あて字」の使用によつて在來の言葉が全然新しい内容を得ることもある。「やく」といふ言葉に「燒」をあて、「つ」といふ言葉に「津」をあてるのは、單なる漢字の日本語化であるが、「やきづ」といふ地名に「燒津」をあてるに至つては、純然たる借字に過ぎない。しかもこの「やきづ」は「燒津」と書かれたが故に、日本武尊東征の物語に現はれた如き地名傳説を生み出したのである。「あづま」を「吾妻」とかき、「あづまはや」の傳説に結びつけたのも、また同じ例であらう。三輪山傳説もさう見てよい。これらは、象形文字がその固有の性質によつて、日本語の意味を變へたのみならず、また日本人の空想をも刺戟したといふことの有力な例證である。

この事は素朴な太陽崇拜者の直觀的な心に對して、かなりに大きい變化を與へたであらうと思はれる。元來、原始的な太陽崇拜者にとつては、太陽は身近かに親しく感じられるものなのである。日の神が現はれてくれば、世界が明るくなる。その光はかがに我々のところに届き、我々の肌の上にその力を感じさせることが出來る。即ち我々は日の神と觸れ合ふのである。さうしてまたそのことによつて我々の生は支へられてゐるのである。さう

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

L

(164)

いふ親近な感じの故に、人々の崇め敬ふ統率者を日の神の子と感じ、逆に日の神を人の子の親として感ずるといふやうなことも、極めて自然に起ってくる。その場合、太陽と地上との距離はあまり問題にならないであらう。従って日の神の住む高天原は地上の世界と非常に近いもの、簡単に往来の出来るものとして想像されたであらう。しかるにシナ人の「天」の思想が入ってくると共に、高天原は非常に遠い、超人的な世界として、人間からは

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70

ガラス使用

164

離されて行くことになる。宇宙の中心にあって宇宙を主宰する神、即ち天の御中主の神などが考へられたのは、恐らくその結果であらう。天の御中主の神は北斗星であるとも解せられてゐるが、この星と太陽とは、直覚的には、まるで価値が違ふ。太陽はその光や熱を以て人間に触れてくるが、星はほとんど感覚に訴へて来ない。北斗星が不動の星として天の中心にあるといふ如きことは、たゞ認識の力によってのみ把捉されるのである。かその認識

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

(164)

の力がこゝに入ってくれば、高天原の想像が
その素朴な姿のまゝで発展して行くことは必
然なくなるであらう。実際我々は神代史のな
かにさういふ影響のあとを嗅ぎ分けることが
出来るのである。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70

ガラス使用

の活動に於けるそれ自身の動機があるであらう。こゝに明かにしたいのは、漢字の輸入と消化とがいかに日本人の知力的發達を助けたか、從つてそれがいかに神話や傳說の開展を審易にしたか、といふ點のみである。

がもしこの種の漢字の使用がたゞ歸化人の社會に於てのみ行はれたとしたらどうであらう。漢字の學習の內に日本文化と漢文化との混融を認める企ては根柢から覆へされはしないか。そこで一應上代記錄の成立を檢査して見なくてはならぬ。

五　上代日本文の成立過程

上代に於ける韓語と日本語とが、既に別種の國語として發達してゐるに拘らず、なほ同一語系として多くの類似を持つてゐたことは疑ない。書かれた言葉として明確に區別のあるものも、話される言葉としては殆んど區別のない場合がある。「ひと」といふ言葉を百濟記が「ひく」

M

1

165ウ
165ウ終り3行

帰化人のうちには もと帯方郡にゐた漢人が
多かった。それらの漢人も日本に来る前には
一世紀位百済の治下にゐたのであるから、言
語の上では或は百済化してゐたかも知れない。
しかし毋国語を悉く失ひ去ってゐたらうとは
思はれない。数世紀後には彼らは全く日本語
を話すに化してゐるのであるか、移住当時
には まだ漢語を知ってゐたと考へても、さほ
ど見当違ひではないであらう。しかしその場

168ウ
168ウ終りの行目へ

会にも (M)

を認してゐるとすれば、實際の發音は聞者のいづれにも聞き取られる筈であつたに相違ない。
mi-ko-mura の如きもまたさういふものであつたらう。永に日本語に於ける發音の變化も考へなくてはならぬ。「祝ふ」といふ言葉を我々は iwo もしくは iwau と發音する。しかしそれが「いはふ」といふ假名の示す如く、ihahu と發音せられたことは明かである。こゝに於て「はふり」といふ言葉に「祝」字のあてゝある所以も明かになる。が更に一歩を進めて行けば音が〻行に響いたとなると、發音の上では上代日本語はかなり我々の言葉と異つてくる。がそれだけ韓語に近かつたとも推測せられてゐる。（白鳥、金澤、宮崎諸氏の説。）もしさうであるなら

「漢字は、上代の帰化韓人は比較的容易に日本語を習得することが出來たであらう。

允恭天皇崩御の時に弔使として大和に來た新羅人が、歸途琴引坂に到つて、「うねめはや、みはや」と云つたと云ふ話がある。それを聞いた倭の伺部が新羅人采女に通じたりとして大泊瀬の皇子に訴へ、皇子が新羅人を捕へて推問して見ると、「采女を犯したのではなく、都のほとりの「采女乾飯(かれひ)歌傍山」に對して別れを惜んだのだと解つたといふ話がそのまゝ

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

2003

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた在来の考を動揺させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70

ガラス使用

N
1
2003

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた左末の考を動搖させるに十分であつたが、

日本に於ても、王仁、阿直岐の如き教師に學んだ生徒の内には、多數の歸化人があり、またこの歸化人が最もよき生徒であつたと想像される。これは政治上の事務を整理する書記官として多くの歸化人が使用せられたのに見ても根據のない想像ではない。がこれらの歸化人と雖、漢字漢文は學問として日本の統治者のために學んだのであつて、彼ら自身の日用の必要によるのではなかつた。これは注目すべきことである。何故なら歸化人が漢字漢文を學ぶのも日本人がそれを學ぶのも根本に於ては變りがないからである。

もし歸化人が漢語の記憶を持つてゐたとすれば、漢字漢文の學習は日本人よりも容易であつたであらう。しかし彼らが文字を以て日本人の役に立つためには、何よりも先づ日本語に通ずることが肝要である。その意味で彼らはまづ日本人として立たねばならなかつた。かく見れば歸化人の漢文學習も、日用の言語から離れた「學問としての學習」であり、從つて「日本人としての學習」である。たとひ文字の使用が歸化人の間にのみ限られてゐたと假定しても、それはもう日本文化と無關係ではない。

とすれば、その變化はかなり難かしいが、既に百濟化してゐたとすれば、その變化はさほど困難でない。

これがいづれであつたかは今日決定し難い問題である。百濟に於ける一世紀が彼らの言語に影響しなかつたとは信じられない。がまた彼らが母國語を悉く忘れ切つたとも信じられない。でその中間を取つて彼らが二つの國語を使用し得たと想像する。この想像が許されるならば、彼らが日本に來て努めたことは、韓語を日本語に置き換へることである。それは一代目には幾何かの努力を要したかも知れないが、二代目以後はさほどの困難もなく成就したであらう。さうしてそれが完全に行はれるに從つて、母國語たる漢語は自然にその勢力を失つたであらう。若の如く彼らが歸化當時漢語を知つてゐたと假定しても、少數者の他は必ずしも漢文字に通じてゐたとは考へられない。日本に於ける漢學の教師として、百濟人王仁及び阿直岐が傳へら れてゐるのは通般の消息を語るものであらう。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

古い文書から推測し得る限りでは、初期の文字使用は單に漢語を書き記すためではなく日本語を表現するためであつた。倭王武の上表文の如き堂々たる漢文も殘つてはゐるが、あれは支那人に當てたものであつて日本人の用に供したものではない。國内に於てはやはり「日本語の音譯」と「漢字の日本化」とが主要な問題であつた。それに努めたものが主として歸化人であつたとしても、仕事そのものは「日本人としての仕事」である。殊に漢字の日本語化は、この後千五百年の日本文化と深い關係を持つところの、「特に日本的な」仕事である。

この仕事がいかにしてなされたかを檢するために、まづ古事記を觀察して起點を定め、そこから溯つて源を探つて見よう。

古事記は、太の安萬侶の序文が信ずべきものであるならば、和銅五年(712)に撰錄せられた。秦漢人の移住の時代からは三世紀以上の年月を距てゐる。唐との直接交通が始まつてからも既に一世紀を經過した。漢語漢文の學習が官吏の必須條件として、大學寮によつて奬められる

る帝紀及び本辭」の虚偽多きを憂へ、「帝紀を撰錄し舊辭を討覈して、僞を削り實を定めむ」ことを企て終りた時に、先づ取りかゝらねばならない仕事は、「帝皇の日繼及び先代の舊辭」といふ如き古書を、「誦み習ふ」ことであつた。さうしてこの仕事のためには、「目に度れば口に誦み、耳に拂れば心に勒す」といふ如き特に聰明な人（稗田の阿禮）が必要であつた。然らばこの古書はこの時代の人にさへもかなり讀み難いものであつたと認められなくてはならぬ。太の安萬侶の仕事は、阿禮の誦習した右の如き古書を當時の時風に書き改めることに他ならなかつた。彼自らの言によれば、

「上古の時、言意並に朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於て即ち難し。已に訓によつて述べたるものは、詞心に逮ばず。全く音を以て連ねたるものは、事趣更に長し。是を以て今或は一句の中、音訓を交へ用ひ、或は一事の内全く訓を以て錄す。即ち辭理見え易きは注を以て明す。意況解り易きは更に注せず。また姓の日下に玖沙訶と云ひ、名の帶の字に多羅斯といふ、かくの如きの類は本に隨て改めず。」

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

明かに安萬侶は、漢字の古い使用法を新しい使用法に變へたといふだけであつて、「僞を削り實を定める」といふ如き大事業の苦心を語つてゐるのではない。彼が僅々四ケ月を以て古事記の製作と淨書とを仕上げたことからも、彼の仕事が單に文字の改作に過ぎなかつたことは察せられるであらう。

古事記の文章は「假名まじり漢文」である。日本語にあてはまる漢字が見出せない時には萬葉假名で書き、漢字が頭に浮べば、それを日本語訓みにして使ふ。このやり方が奈良朝時代の普通文であつたことは正倉院文書によつて明かにせられてゐる。古事記もまた當時の普通文によつて書かれた。「二柱の尊」といふ如き言葉も、當時の往復文書には明かに「御兩人樣」の意味で使つてあつて、古傳說に限られたものではない。がこのことは、古い書の言葉が奈良朝の言葉と大差なかつたことを示すのみであつて、古事記が「言葉」をまで新しく變へたといふ證據にはならない。だから古事記製作の主な理由は、讀みにくい古書の文字を讀み易い普通文の文字に書き改めるといふことに盡きてゐるのである。

るものは、詞心に逮ばず」といふ「已に」の一句から判ずると、訓によつて述べることは後代の流行であつて、古い書には比較的珍らしいことであつたらしい。「全く音を以て連ねたるものは事趣更に長し」といふ批評は、假名のみを以て書かれた部分が多かつたことを暗示してゐる。で安萬侶の仕事の主要部が「音訓を交へ用ひ」或は「全く訓を以て錄す」といふ二事に盡きるならば、舊辭の類は古事記よりも遙かに假名の多い、從つて音と訓との區別のつきにくいものであつたと見られねばならぬ。

古事記よりも半世紀近くは古からうと思はれる文書に、「上宮聖德法王帝說」がある。これは僧侶の書いたもので、地の文は大體漢文であるが、中に記された固有名詞は音と訓とを統一なく用ゐてゐる。例へば「蘇我伊那米宿禰」とも書き「宗我稻目足尼」とも書く。一方に「穴穗部間人」「佐富」「橘豐日」といふ樣な訓で記した名があるかと思ふと、他方には、「止余美衆加志支夜比賣」「阿米久爾於志波留支廣庭」といふ樣に主として音で記したものもある。これらは右に云つた舊辭の性質に幾分適合するものと認めていゝであらう。なほこの書には推

記を非常に古い傳說の記錄であると認めてゐた左注未の考を動搖させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

古時代の佛像の銘や繡帳の文も集錄せられてゐるが、それは現存の遺品が證明する通り、開蓮ひなく推古時代の文章であつて、古事記以前の文體を知るための貴重な材料である。天壽國曼陀羅の文に曰く、

斯歸斯麻宮治二天下一天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌已等、娶二巷奇大臣名伊奈米足尼女、名吉多斯比彌乃彌已等一爲二大后一、生二名多至波奈等已比乃彌已等一、妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌已等。

これらの假名は前に擧げた假名と比較しても著しく違つてゐる。即ち音を現はす字が一定してゐなかつたことを示すのである。一例をあげて並べて見ると、

等已彌居加斯麥移比彌
止余美氣加志支夜比賣

である。これが古事記に至つて訓を交へ、

豐御氣炊屋比賣

となる。同様に他の名も、

阿米久爾意斯波留支比里爾波
天國押波流岐廣庭
天國排開廣庭

といふ風に短縮する。がまた一方では、

多至波奈等已比乃彌已等
橘豐日命

の如く一躍して訓のみとなるものもあり、

吉多斯比彌
支多斯比賣
岐多斯比賣

N

1

(2003)

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた左末の考を動搖させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

堅鹽媛

の如く書紀に至つて漸く訓を利用するものもある。が大體に於て推古時代―法王帝說―古事記の變遷は、訓讀の利用、卽ち漢字の日本語化に他ならないのである。

しかし文章はどうであつたか。天壽國繡帳文の一節を引いて見ると、

我大王所レ告、世間虛假、唯佛是眞、玩二味其法一、謂、我大王應レ生二於天壽國之中一、而彼國之形、眼所レ巨レ看、橋因二圖像一、欲レ觀二大王往生之狀一。

これは純然たる漢文である。もし古記がすべてこの種の漢文であるならば、阿禮や安萬侶の苦心はいらない。が推古時代には漢文以外に變態の文章も存在した。推古十五年作、法隆寺藥師三尊の光背銘に曰く、

池邊大宮治二天下一天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召二於大王天皇與一太子一而誓願賜、我大病大平欲レ坐、故將二造一寺藥師像作仕奉一詔、然當時崩賜、造不レ堪者、小治田大宮治二天下一大王天皇、及東宮聖王、大命受賜而、歲次丁卯年仕奉。

け賜はりて」である。さうしてこれらの「賜」「奉」「受賜」等の漢語は、「たまふ」「たてまつる」「うけたまはる」等の日本語に一應あてはまるには相違ないが、しかし有の如き敬語的な用法に於ける意味とは全然緣がない。そこに用ゐられてゐる「うけたまはる」は「拜承」の義であつて「受賜」と意味を異にし、「たまふ」「たてまつる」は單に敬語であつて「賜」「奉」の字義には合はない。だから右の文章には既に漢字の日本語化に次いでその轉用までも行はれてゐるのである。

この文章は訓の發達に於て古事記と殆ど同等の程度に達してゐる。「池邊大宮治二天下一天皇」は、古事記の「坐二池邊宮一、治二天下一」を「池邊の宮にまし〳〵て天が下治す」と讀む如く、「池邊の大宮に天が下治す天皇」と讀むべきものであらう。「崩り賜ふ」「勞み賜ふ時」といふやうな場合には、古事記は多く「天皇崩後」「天皇幸行之時」といふ如く「賜」字を省いて記してゐるが、しかし時には「八田の郎女を治め賜はず」「御歌遣り賜ふ」といふ如く「賜」字を使用した場合もある。かく推古時代の文章が古事記と同じ程度に達してゐるとすれば、安萬

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70
ガラス使用

倡の書きなほした舊辭は、これらの文章よりも更に古い書き方のものでなくてはならない。安萬倡の古事記序が嘘と認められない限り、これは當然の推測である。然しまた一方で固有名詞の書き方が漸次變遷して行つたことを考へると、推古時代以後文體に於て或推移がなかつたとは信ぜられない。だから右に擧げた藥師三尊光背銘の文章は奈良朝の普通文の先驅であつて、この流風が行はれると共にそれ以前の文體は漸次廢れて行つたと認むべきであらう。安萬倡はこの種の普通文には慣れてゐたが、それ以前の古い書き方には慣れてゐなかつたのである。

古事記の材料となつた帝紀舊辭の類が推古時代よりも古いものであるとすれば、推古時代の遺文は當然それよりも新しい書き方を示す筈である。が天壽國繡帳の文に現れた系譜の書き方だけは、古事記の系譜の書き方よりも更に古めかしく、古い帝紀の抜萃ではないかを思はせるものである。で我々はこの點を古事記自身の含んでゐる古い痕跡と比較して、推古以前の古い文章を推測して見ようと思ふ。

古事記に於ても歌謡は全部假名である。それは奈良朝初期の歌謡が假名であると同じく、朗唱せらるべき言葉を寫す場合の一つの慣習であつて、

なかつたとは云へない。例へば古事記の發端に、

久羅下那洲多陀用幣琉之時

宇麻志阿斯訶備比古遲神

の如き書き方が、「並獨神成坐而」「天之常立神」の如く訓によつて讀ませる文章の間にはさまつてゐる。前者は安萬倡の所謂「意趣更に長き」書き方であつて、當然彼の改造を受くべき筈のものである。それを彼が書き改めなかつたのは、適當な訓譯字が見つからなかつたためとしか思へない。さうしてこれらの言葉の書き方は、天壽國繡帳の系譜と極めて類似したものである。あの系譜に於ては「ひめのみこと」と云ふ如き言葉が假名であるかと思ふと「天皇」「大臣」「大后」などは既に漢語を利用してゐるのと同樣である。ものでありながら「時」「神」の如き漢語を利用してゐるのと同樣である。かういふ比較がもし舊辭の文體を明かにし得るならば、古事記のあらゆる部分はその材料を提供するだらう。例へば右に引いた例のすぐあとに、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

於是天神諸命以、詔……二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也、故二柱神立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽累積成嶋、是淤能碁呂嶋。

とある。大體に於て藥師三尊銘と同じき文體であるが、しかし一方に「修理固成」「累積」といふ如き漢語を用ひ、他方に「多陀用幣流之國」「鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而」といふ如き假名書きの箇所を保存することは、たとひそれが當時の普通文に通有のことであつても、なほ我々に對して古い痕跡を示さずにはゐない。普通文に於て假名を交へるのは適當な漢字が思ひ出せないからである。今安萬侶は舊辭を書きなほしてゐる。文字に移されてゐない言葉を初めて文字に移さうとするのではなく、「既に一つの文字に移された言葉を他の文字に移さうとするだけである。從つて適當な漢字を思ひ出さない場合に彼のなすべきことは、既に舊辭に書かれた假名をそのまゝ寫し取ることである。然らば古事記の假名がきの部分は舊辭の文體の痕跡でなくてはならない。こゝに於て、

ところは、澱粉を貴固める時の光景の如きを海水にあてはめた空想である。「こをろ」は凝固の意であらう。「しほ」は潮であつて鹽ではない。鹽や畫鳴の漢字は、既に日本語化せられたものが更に新しく轉用せられたのである。さうして安萬侶の所謂「詞心に逮ばざる」の現象を呈したのである。

以上によつて、古事記の材料となつた舊辭が推古時代の文章よりも古く、また一層漢文から遠ざかつたものであつたことは明かであらう。がまた漢字の日本語化が、既に著しく成功してゐたことも明かである。もし舊辭の編纂が繼體欽明朝に行はれたとすれば、その頃には既に主要な漢字は日本語を表現する文字となつてゐたであらう。例へば神、天、天皇、天下、宮、ト、內、外、名の如きである。しかしこの種の漢字の日本語化は、舊記編纂の時代には既に或程度まで出來上つてゐたのであつて、それ以前の一世紀間でなくてはならない。即ち應神仁德朝の頃より雄略仁賢朝の頃に至るまでの一世紀である。さうしてこの時代はまた歸化人の日本化して行くについても最も意義深い時代なのである。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

文字の使用が最初政治上或は經濟上の實用のためであつたとすれば、諸國の書記官によつて書かれた文字は、主として地名人名等を現はすものであつたらう。その際まづ音譯、卽ち漢字の寫音文字としての使用が試みられ、それを輕便化するために、絕えず繰り返される部分の訓譯が行はれ始めるといふことは、極めて自然の徑路である。天壽國繡帳文の系譜が示す如く、固有の名の訓譯は比較的發達してゐないが、その下に附せらるる共通の敷語は、天皇、大臣などの如く既に意譯によつて現はされてゐる。同じやうに、「國」「山」「川」「池」などの如き固有の名に附せられる文字は、屢〻繰り返されるものであるだけに、早くより音譯の假字に代つて用ゐられたであらう。さういふ點になると漢字は象形文字の性質を自分の方へ引き寄せるのである。既に或字の原義を知つてゐる人に取つては、たとひそれをたゞ音のために借字として使用してゐる場合にも、なほその原義の力に對して無關心であることが出來ない。例へば「池」の字を「いけ」として頭に入れた人は、「多池波奈」とは使ひにくい。卽ち池の字が象形文字としての性質によつて寫音文字たることを拒むのである。かくして漢字の理解の廣まる

そこで振返つて出發點へ歸る。そこでは歸化人が日本へ來てから漢字を學んだことに注意した。また彼らの學習が日本人としての學習であつたことにも注意した。彼らは漢語の記憶を保存してゐたかも知れないが、しかし日本語にも通じてゐたに相違ない。さういふ人たちが漢字を學べば、この漢字は彼らの記憶する漢語と新しく覺えた日本語との結合點になる。例へば彼らは「せん」といふ漢語を知つてゐる。さうしてそれが日本語の「やま」に當ることをも知つてゐる。そこで「山」といふ漢字を習ふ。彼らにとつては「山」は同時に「せん」であり「やま」である。かくして歸化人は漢字の理解と漢字の日本語化とを同時にやつた。かうなれば日本人がそれを學び始めない筈はないであらう。漢字が歸化人の獨占であつたと見るのは、それが異國のものとして近づき難いといふ理由に基く。既に歸化人がそれを近づき易いものに變じてくれた以上は、もはやその理由は存しない。つまり上代の日本人は、我々が子供の時代に漢字を習ふのと大差のない方法を以て、漢字を學んだのである。卽ち「山」はやまであつて音を「せん」といふと敎はつたのである。この場合、「神」「天」の如き、直ちに日本語に適應する

171

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた左末の考を動搖させるに十分であつたが、

180

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

もののない漢字は、一部分のみ接觸する「かみ」「あめ」などにあてはめられる。しかし日本人が支那の文章を（例へば論語を）學ぶとすれば、この種の漢字はたゞ在來の「かみ」「あめ」の意味のみでは理解が出來ない。そこで「神」「天」等の含む抽象的な意味が說明せられる。それをきいた日本人にとつては「かみ」「あめ」等の日本語は內容に變化を來たすのである。

明かにこれは日本人の仕事である。しかしそれを可能ならしめた者は漢語と日本語とに共に通じた歸化人でなくてはならない。

こゝで前節の終りに提出した疑問に答へることが出來る。たとひ漢字が歸化人の社會のみに行はれてゐたとしても、古記錄の示す漢字の日本語化は、「日本人として仕事」である。しかも漢字が日本人に學ばれなかつたといふ證據はない。だから古記錄の示す漢字の日本語化は、歸化人と固有日本人とを問はず、とにかく日本人の仕事である。從つて漢字の學習の內に文化混融を認めるのは誤りでない。

六　歸化人と技藝

歸化人に關する傳說の多くが才伎才藝について物語るところを見れば、上代日本人が歸化人から受けた最も大きい印象は、その巧藝の技術であつたに相違ない。さうしてこの巧藝は、日本人の美意識に影響するところ（のゝしいもの）のである。

歸化人の技藝は衣食住の全面に亙つて居り、食についてさへ獸肉料理人の團體たる「宍人部」の創設が物語られてゐるが、最も著しいのは何と云つても衣に關するものである。養蠶業は古くから日本人に知られてゐたが、しかしその發達には歸化人の貢獻するところが多かつたらしい。百二十縣の弓月移住民は、養蠶の業に最も長じてゐたらしく、絹縑を租稅として獻じた故（そのためであらう）に朝廷の眷顧を受けたと云はれてゐる。恐らく（同一の理由で）彼らは移住以後諸方の臣連に劫略せられ、秦氏の部下に殘るもの僅かに十分の一にも足りなかつた（とさへ）で雄略朝に秦酒公の願によつて召集せられ、九十二部一萬八千六百七十人が集まつた。これらの秦民はやがてまた桑に

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

よき國々に散らし遷して養蠶に從事させられる。朝廷は彼らが租稅として獻ずる絹繊の故に彼らを愛護するのである。九十二部落の國内移住、老幼男女二萬八千人が幾十組かに別れて山野に寢ねつゝ旅行する。それが養蠶のためであるとすれば、この運動が一般日本人が養蠶に對して或興味を起さずにおかたとは思へない。殊に諸國の臣連に劫略せられた歸化人の内には、混血により、或は他の事情によつて、自らそこに留まることを欲したものもあるであらう。もしそれらの歸化人が養蠶の法に長じてあつたとすれば、それらは日本人の村落内にあつて技術を以て重せられたに相違ない。かくして歸化人の養蠶の技術は、一般民衆の間に廣まつて行つたのである。

そこで豐富に産出せられ始めた絹糸は、織つて絹繻となし、縫つて衣裳とされる。その織り方縫ひ方等の進歩もまた歸化人の刺戟によつたらしい。手末才伎漢織、呉織、及び衣縫兄媛、弟媛を呉から輸入した傳説は、この間の消息を語るのである。これらの女の名は、勿論日本に來てからその才藝の故につけられたものであらうが、（或は傳説と共に後に至つて作られたものである。家庭にあつて織縫を日常の職業とした當時の女は、――即ち當時の「働き得る人」の半數は、――新しい技術によつて強い刺戟を受けざるを得なかつたであらう。女は戀愛の故にいかなる時代にも美に關心する。より美しく自らを飾らうとするのは、彼らの本能である。更にまた愛人のために衆にすぐれた美衣を造らうとするのは、戀する女の自然の情である。この女の心にとつて、既に久しく願望の對象であつた漢土の美しい織物衣服を自ら造り得る技術は、情熱的な模倣の對象たらずにはゐない。貴族の女さへも機に坐して愛人のために「御襲がね」を織つた時代である。もしくはその宮殿に於て女どもに「御衣がね」を織らせた時代である。衣縫部の出現が家毎の織縫工藝に強い影響を及ぼすのは當然であらう。

歸化人の才藝が右の如き意味を持つたとすれば、雄略朝に新しく百濟から輸入せられた漢人もまた注目すべきものである。新漢として名前の記されたのは五人であるが、（恐らくこれらの人々――陶部高貴、鞍部堅貴、畫部因斯羅我、錦部定安那錦、譯語卯安那――は、各々一つの部の代表者であり、從つて各々一つの團體を意味するらしい。彼らが桃原眞神の原などに

六　歸化人と技藝

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

居住せしめられたといふことは、そこに陶器製造や、鞍製造や、或は装飾文様の製作、錦の織り出しなどを専門とする職工の部落が出現したことを意味するのであらう。これらは専門的技術を必要とするだけに、一般民衆も模倣者出現したとは思へないが、しかしこの種の技術にたづさはる者に對しては、強い影響を與へたであらう。

齋瓮が朝鮮傳來の土器樣式であることは遺物の比較によつて明さんである。朝鮮に於てももとは彌生式に似た土器を造つたらしいが、漢式土器の影響が加はるに及んで、かの齋瓮を製作するに至つた。それが日本に傳へられたのは恐らく三世紀であり、さうして最初はたゞ神聖な場所にのみ用ゐられたのであらう。天の香山の土を以て嚴瓮を造り天神地祇を祀つたといふ神武紀の傳說は、かういふ初期の齋瓮使用を暗示するものでないとは云へない。が齋瓮の流行は朝鮮移民の渡來後であつて、彌生式土器の製作者も漸次齋瓮の製作に移つたらしい。この際日本人は窯法を彼らから學んだのみならず、土器の形や文樣をまでも模倣せずにはゐなかつた。もし日本風の特徴があるとすれば、それは模倣の努力の間に知らず〳〵に現はれ

加はつたと見らるべきものである。

齋瓮について影響の著しいのは建築であつたらしい。播磨白國の家形埴輪（東京博物館）に見ても支那風の樓閣が建てられたことは明かであるが、傳說によればこの種の建築は當時の人心に一種の驚異の念を起させたのである。雄略紀にいふ、木工闘鷄の御田が初めて樓閣を起した時、伊勢の采女は樓上を疾走する御田の飛行する如き姿に驚いて庭上に倒れた。宮女でさへもさうであつたとすれば一般の人民は猶更のことであらう。それだけにまたこの影響が甚大であつたらしい。

建築には住居や倉庫の如き實用的のものと、特殊の目的を有するものとがあるが、しかし家形埴輪や石棺、古墳などに徴すると、上古の建築には既に四注造や入母屋造（類似）が行はれてゐたことが考へられるが、棟梁軒等の構造に於ても比較的簡單なものがある。しかもこれらの埴輪や古墳は關東より九州に到るまで、あらゆる所に見出されるのである。たとひそれが貴族に限られたことであつたとしても、とにかく「日本全國」にこの種の發達した木造建築があつたことは認めねばならぬ。さうしてこれは恐らく歸化人の傳へた支那木造建築の影響であらう。雄略紀に傳へられる猪名部の眞根はその巧妙な木

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた左末の考を動搖させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

工の技を以て天皇を驚かせ奉ったのであるが、さういふ木工の発達をも反映したものであろう。）

七　傳説歌謡に於ける外來的要素

工藝の技術に於ける歸化人の影響は以上の通りであるが、我が傳説歌謡等に於ける影響も亦決して置かるべくてはならぬ。それにあるものでない。

天の日槍の傳説が他の古傳説と共に上代史の内にあみ込まれてゐることは、傳説と歸化人との關係を暗示するところが多い。この傳説は古事記によると次の通りである。

新羅の國に一つの沼あり。名をあぐぬまといふ。この沼のほとりに或る賤の女晝寢したりき。こゝに日のひかり虹の如その陰を指したるを、また或る賤の夫、そのさまを異しと思ひて、つねにその女の行を伺ひけり。かれこの女、その晝寢したりし時より妊みて、赤

（傳説は、当時の多数な

二行あ

その國主の子天の日矛に逢へり。かれその人に問ひけらく、何ぞ汝飲食を牛に負せて、谷へは入るぞ。汝必ずこの牛を殺して食ふならむ。即ちその人を捕へて獄囚に入れむとす。その人答へけらく、吾牛を殺さむとにはあらず、唯田人の食を送る耳。然れどもなほ赦さざりければ、その腰の玉を解きて、その國主の子に幣りぬ。かれその賤の夫を赦し、その玉をもち來て床の邊に置きしに、即ち美麗しき孃子になりぬ。かれ婚して嫡妻としたり。こゝにその孃子、常に種々の珍味を設けて、その夫に食はしむ。かれその國主の子、心奢りて妻を詈れば、その女言へらく、凡吾は、汝の妻になるべき女にあらず、吾が祖の國に行なむ。即ちひそかに小船にのり、逃げ渡り來て難波に留りぬ。（こは難波の比賣碁曾の社にます阿加流比賣といふ神なり。）

日矛はこの女のあとを追うて日本に渡來するのであるが、日矛が明かに新羅の王子とせられてゐるに反して、その妻は日本を「祖の國」と呼び、日本に於て神に祀られてゐる。しかも彼女は新羅の一賤女によつて生れたのである。然らば彼女が日本を「祖の國」とする所以は、彼女

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた左来の考を動揺させるに十分であったが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

の母が「日の光」によつて姙んだといふ點になくてはならない。

ところでこの話は、高勾麗祖先の傳說と同一の起源を有するものではないかと論ぜられてゐる。魏書高勾麗傳によると、夫余王のために室中に閉ち込められてゐた河伯の女が、日に照らされ、身を引いてこれを避けても日影がまた逐ひ來つて、遂に孕んだ。そこで生れたのが五升大の卵であつた。夫余王はこれを棄てて犬に與へたが、犬は食はずして棄てた。豚に與へたが豚も食はなかつた。王自ら割らうとしても割ることは出來なかつた。で結局その母に還し、母親が物に包んで暖所に置くと、中から一男が生れた。それが高勾麗の先祖朱蒙である。この話の骨子は「日に照らされて卵を生んだ」といふ點であつて、魏志扶余傳の「槀離國王の侍婢が鷄子の如き氣の天より下れるに感じて姙んだ」といふ話と幾分の類似を持つ。扶餘の傳說として古くから存したものらしい。百濟の歸化人の上表文に、「百濟の太祖都慕大王は、日神靈を降し、扶餘を奄ひて國を開き、天帝籙を授け諸蕃を惣べて王と稱せり」とある。（續紀、延暦九年七月）或方法でこの傳說が日本に傳つてゐたことも確かである。もしこの考證が信ずべきで

れが「新羅」の話となつてゐることは、新羅征討の刺戟を強く受けてゐた日本人の心理の無意識的な働きに相違ない。扶餘は日本人にとつて無意義であるが故にその影を沒したのであらう。河伯の女が沼のほとりに晝寢する農婦と變つたのも、牧歌的な日本人の心の作用に基くと見られる。日光にほとを照らされる描寫も、「日蔭が逐ひ來る」といふよりは遙かに直觀的で、日本の他の諸傳說に現はれたこの種の描寫と一致する。生れたものが卵でなくて赤玉であることも、直觀的な心にふさはしい。卵から生物が生れるといふ知識的な聯想をかりるよりも、美玉が直ちに生命を得て人に化する方が、彼らにとつて自然なのである。天照大神の勾玉から天の忍穗耳の尊が生れ、床の邊に置かれた丹塗の矢が美しき男子に化するといふ風の考へ方は上代人の好むところであつた。だから卵がかくるまでの無趣味な、知識的な話が物語られる間は、日本では赤玉の行方についての農人らしい詩趣ある話が物語られる。卵は結局「暖められて孵る」のであるが、赤玉は「王子の床の邊に置かれる時」美しき女に化して王子と婚するのである。これらの諸點から見ても、この話は明かに日本人の心を通過してゐる。更にそ

記を非常に古い傳說の記錄であると認めてゐた在來の考を動搖させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

の結末に至つて、「日光」の子であるが故にこの女が日本を「祖國」と呼ぶのは、純然たる日本的想像でなくてはならない。

かく見れば歸化人が興へたのは知識であり材料であつて、想像ではなかつた。が日本人の想像力の作用は、歸化人が傳へた知識の故に、反つて活潑に動き出したらしい。

この關係が古い傳説の內にどれほど見出せるかは難かしい問題である。しかしそれがどれほどの程度に見出せたとしても、歸化人が日本人の想像力を刺戟し發達させたといふ以上の影響は存しないであらう。

たゞ一つこゝに注意すべきは、雄略天皇が一言主の神に逢はれたといふ話である。古事記には次のやうに記してある。

天皇葛城山に登り幸せる時、百官の人ら、悉く紅紐つける青摺の衣を給はりて服たりき。その時に向ひの山の尾より山の上に登る人あり。既に天皇の鹵簿にひとしく、またその裝束のさま、及び人數、相似てわかれず、ここに天皇望みて問はしめ曰く、この倭の國に吾を

らもまた曾矢刺せり。かれ天皇また問はしめ曰く、然らばその名を告らせ、各名を告りて矢彈たむ。こゝに答へ曰さく、吾まづ問はれたれば、吾まづ名のりせむ。吾は惡事も一言、善事も一言、言離の神、葛城の一言主の大神なり。天皇こゝに畏みて曰く、恐し我大神、「うつしおみ」有むとは覺らざりき、と白て、大御刀及び弓矢を始めて、百官の人らの服せる衣を脫がせて、拜み獻りき。かれその一言主の大神、手打ちてその捧げ物を受けたまひき。かれ天皇の還りますとき、その大神、滿山の末、長谷の山の口に送りつつりき。

書紀はこの物語を次の如く傳へてゐる。

天皇葛城山に射獵す。忽ち長人を見、來つて丹谷に望めり。面貌容儀、天皇に相似たり。天皇これ神なりと知れども猶故らに問ひて曰、何處の公ぞ。長人對へて曰、現人の神ぞ、先づ王の諱を稱れ、然る後に道はむ。天皇答へて曰、朕はこれ幼武の尊なり。長人次に稱りて曰、僕はこれ一事主の神なり。遂にともに遊田を盤しみ、一鹿を驅逐ひて、箭を發つ

177

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた左末の考を動搖させるに十分であつたが、

180

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70　ガラス使用

ことを相誓り、轡を並べて馳騁す。言詞恭恪。有」若二逢仙一。こゝに日晩れて田猟み、神天皇を侍送して來目の水に至る。是時百姓咸言く、有徳天皇也。

この二つの物語は甚だの著しい相違に拘らず現人神の出現に於て一致してゐる。神々はその意志を神がかりや太古や夢やなどによつて人間に傳へる。しかし自らその姿を人の前に現はしはしない。たゞ一つの例外として大物主神の美女と婚する話があるが、しかしこの神が主として活動するのは神代史の外に於てであり、またその出現も神と婚する美女にのみ現はれるのであつて、一言主の神の外には類似を許さない。前者は、蛇が美女となつて人或は神に婚する話と共に、上代說話中の一形式に過ぎないが、後者は明かに支那の神仙上代傳說中に唯一のものである。だからこれを歸化人の影響と見ることは不穩當ではなからう。雄略朝の奇事異聞の類に歸化人の傳へたらしいものの多いことは既に說いた。漢人の心に深く浸み入つてゐる神仙の思想がそれらの場合に活らき出さなかつたとは思へない。もし一言主の話をその徵證と認め得るならば、

次には歌謠であるが、特に記紀の長歌については、支那文藝の影響の著しいことが說かれてゐる。卽ち修辭的には支那文藝に多い「對句法」が模倣せられ、形式的には「規律的に語を排列すること」を學んだと見るのである。が支那文藝の影響は日本人の歌謠を刺戟し發達させたといふまでであつて、「模倣」「學習」と呼ばれるほどのことではない。日本語の根本の性質を考へ、古い民謠に現はれた自然の律動を味へば、長歌の律格にも確かに或必然性が見出せる。音數の問題も母音の多い多綴の國語と子音の多い單綴の支那語とでは同じ意義を擔ふものは出來まあり得ない。支那の詩賦に於ては言葉の響きと音の抑揚とが律格の根本をなすが、日本の歌に於ては、音數と呼吸の關係がそれに代る。音數の少い一句が輕く、多い一句が重く感ぜられるのは、この理由に基くのである。そこで輕重高低が音數によつて鹽梅せられ、心情の律動もそれによつて現はされる。記紀の歌に於ては音數の定まらぬ多くの民謠の內にもこの種の律動の現はし方が一貫して用ゐられてゐる。この率直で自由な形式が何故に音數の定まつた律格となつたかは、あらゆる藝術が形式の完成に進んで行くと同じき理由によつて說明せられるであら

記を非常に古い傳說の記錄であると認めてゐた在來の考を動搖させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』　請求記号 WB12-70　　ガラス使用

う。即ちそれ自身の内に存する雑多なものを整理しようとする要求によるのである。この要求は、素朴の詩賦の整然たる形式に刺戟せられて起つたかも知れない。しかしその要求が實現したところは、あくまでも自らの内から出た開展であつて、知識的な模倣ではない。修辭法に於てもさうである。繰り返しのすきな日本人が、心生活の複雑さを加ふるにつれてこの繰り返しに「變手（ヴアリエイション）」を求め、對句に似た句法を自然に造り出すといふことは恐らくはあつたであらう。繰り返しそのものが既に音樂的には均齊を意味する。日本人はこの流れ行く前後の均衡を愛して、一句毎に繰り返しを用ゐることを好んだ。

いざ子ども、野びる　つみにびる　つみにびる
つぎねふ山代川を、宮のぼり我　のぼれば、……
すゝこりが醸みしみきに、我れ醉ひにけり、ことなぐしろ
人にありせば太刀はけ　ましを、衣きせましを　ことなぐしに、我れ醉ひにけり。

かういふ繰り返しによつて上代人はその感情の横溢を現はし得たと感じたのである。だからその場合繰り返し句の前につく言葉が一々變へられて行く間に、偶然反對觀念を對立させることも起るわけであつて、必ずしもそれが知識的に作爲せられたわけではないであらう。

さかしめをありと聞かして、くはしめをありと聞かして、さよばひにありたゝし、よばひにありかよはせ、太刀が緒も未だ解かずて、おすひをも未だ解かねば、おとめの鳴すや板戸を、おそふらひ我が立たせれば、ひこづらひ我がたゝせれば

の如き、反對觀念を對立させたところはない。強ひて云へば最後の「押す」「引く」の二語がそれに當るであらうが、これらも他のものと同じく繰り返しの必要から直觀的な形容或は物象を並べたのみであつて、對句の形式を眞似たとは云へない。既に繰り返しを日本人の趣味と認める以上は、これらの長歌はその著しい現はれと見られなくてはならぬ。

歌謠に於てもし漢人の影響が認められるとすれば、それは心生活全般に於ける漢人の影響の結果に過ぎまい。歌謠そのものの藝術的特性に於ては、この種の影響はほとんど認められないと思ふ。

七　傳說歌謠に於ける外來的要素

記を非常に古い傳説の記錄であると認めてゐた左来の考を動揺させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

第三章　古事記の藝術的價値

一　古事記の成立年代

古事記を史料として取扱ふためには嚴密な本文批評を先立てねばならぬ。しかしこれを想像力の産物として鑑賞するつもりならば、語句の解釋の他にさほど多くの準備は要らない。しかも古事記がその本來の意義を發揮するのは、後者の場合に於てではないだらうか。

津田左右吉氏によると、古事記の原形が製作せられたのは繼體朝より欽明朝に至る時代であり、その製作の目的は皇室の由來を説明するにある。しかし古事記の如き一つのまとまつた作品が、（しかもその勅撰に於て明かな統一を持つ作品が）政治的必要のみによつて作爲的に製

古事記の成立年代に關しては、すでに津田左右吉氏が詳細な考察を試みた。それによると、古事記の原形が製作せられたのは繼體朝より欽明朝に至る時代であつて、その製作の目的は皇室の由來を説明するにあつた。しかしその原形はさまざまに改作せられて現在の形に到達したのであるから、現形古事記の成立はもつと後のことになる。この考察は古事記を非常に古い傳説の記錄であるとみとめた左右吉氏の考を動搖させるに十分であつたが、

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

N

2800字

その後さらに一歩を進めて、古事記の成立年代を平安朝初期まで引き下げる説が現はれて来た。それは中沢見明氏の「古事記偽書論」である。この主張は、消極的には、古事記に関する公の記録が奈良朝に全然存してゐないことに基づき、積極的には、古事記の内容が、日本書紀の採録したさまざまの異本のうちのどれか一つに合致するのでなく、むしろそれらの諸異本を合糅して成り立ってゐることに基づいて、決していふ加減な主

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　　ガラス使用

N

(2002)

張なのではない。この主張にとって最も明白な躓きとなるものは、太安麻呂の古事記序であるが、中沢氏はこれを偽撰として立証するのに骨を折ってゐる。また古事記が日本書紀に對して持ってゐる特徴は、スサノヲの尊の神統に關して書紀の他へよりも詳細な傳へを保存してゐることであるが、下えそこに中沢氏は偽撰の動機を見出し、撰述者の見さをさへつけてゐる。即ち古事記は、弘仁の頃に、京都の松尾・下鴨・日枝神社の系統の或る神

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

N

(2003)

主か、日本書紀を材料として、古い傳承らしく裝って、書き上げたものである、といふのである。この考へは非常に丹念で、相當に人を説得する力を持つてゐる。さう簡單に論駁され得るものではない。

これらの研究は、古事記を非常に古い傳承だと考へる立場に對して、十分に反省を促す力を持つてゐると思はれる。しかし古事記のやうな雜多な内容を持ち、しかもそれに特殊なまとまりのついてゐる作品が、皇室の由来

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

(200字)

を説明するといふやうな政治的必要によって、政治家の工夫や力で以て、製作され得るだらうとは、わたくしにはどうしても考へられない。一つの時代を指導した政治家は、偉大な力を持つてゐたには相違ないが、しかし想像的の働きとは遠く、古事記のやうな美しい物語を構想し得るものではなからう。況んや、佛教隆盛の時代に、下積みになつて生意の物慾に追ひ込まれてゐた無名の神主が、今我々の所有してゐるあの日本書紀を前に置い

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

N

200字

て、あの中から材料を取って古事記を書くといふやうな仕事を、如何にして成し得たであらうか。それほどの能力のある人ならば、古書の偽撰などをせずとも、平安朝初期を記念するほどの偽価高い物決を製作し得たであらう。それらの点を考へると、古事記が一定の政治的意図によって製作せられたとか、或は一定の仁人的意図によって偽撰せられたとか、の如き考には、どうも賛同することが出来ない。

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

N

(200字)

これは古事記という作品の奥へ印象に基いた立言であって、それを覆へす確証があればあっさりと撤回するほかはないのである。また確証とし得るほどのものは提出されてゐない。中沢氏の主張に對しても、古事記序の漢文の文体がかなり古く、平安朝初期のものなどであり得ないことを主張する人もある。また中沢氏は、古事記の用ゐてゐる假名が、日本書紀における(中から、)最も便利な字を選び取

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

N

200文

つたものであることを主張するのであるか、
それに對して、古事記の假名が日本書紀の假
名よりも忠實に日本語の古音を保存してゐる
ことに注意し、古事記の方が古いことを承認
する説もある。中沢氏の主張のうち最も説得
力のあるのは、古事記が書紀の別記せる諸異
本を合糅してゐるといふ点であるが、この合
糅は諸異本の成立よりも後でなくてはならな
いにしても、書紀の編纂よりも後でなくては
ならないわけではない。例へば推古時代にこ

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用

(200字)

の種の会糅が行はれたとしても、それまでに
さまざまの異本の成立してゐたことを認めさ
へすれば、理屈は立つのである。
かういふ会糅の仕事と、さまざまの異本の
成立とは、区別して考へるべきであらう。会
糅の仕事だけに着目すれば、或る時代に於る
人がやったといふこともまた考へられる。しかし
そこで会糅された材料は、長期に亘って、数
知れぬ多くの人々によって、製作せられたも
のであらう。しかもその製作は、説明を要求

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

N

200字

する驚異の心に基づき、幾重もの想像力の働きによって成されたのであって、計畫的な意圖によるものではなからう。從ってその源流となった傳說は、案外に古いものであらうかも知れない。さういふ傳說は世代から世代へと受けつがれ、成長し、分岐し、入れ乱れ、また統一されなどしつゝ、漸次大きい攝取に(伴づいて行つたであらう。さうして継体朝より欽明朝に至る間に、遂に文字によって記錄され(に)るにも至つたであらう。さういふ際に、津田

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70　ガラス使用

N

(200字)

氏の推測するやうな、「皇室の由来を説明する」といふ意図が、力強く働らくといふことも、或はあつたかも知れない。しかしそれは、非常に成長して来た傳説群に記録的な形を與へる場合の整理の方針といふ如きものであつて、創作的な働らきではなかつたであらう。従つてこの時代に出来たのは、一つの物語ではなくして、多くの物語であつたであらう。前にさまざまの異本と呼んだものがそれに当るのである。さういふ異本を前に置いて、そ

国立国会図書館　タイトル『日本古代文化 : 新稿』 請求記号 WB12-70
ガラス使用